

安曇野市介護保険・ 高齢者福祉サービスガイド (連携マップ付)

令和7年4月版



安曇野市

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために



安曇野市では、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるまちを目指し、在宅医療と介護の連携をはじめとした、地域ぐるみのネットワーク（地域包括ケア）づくりを進めています。

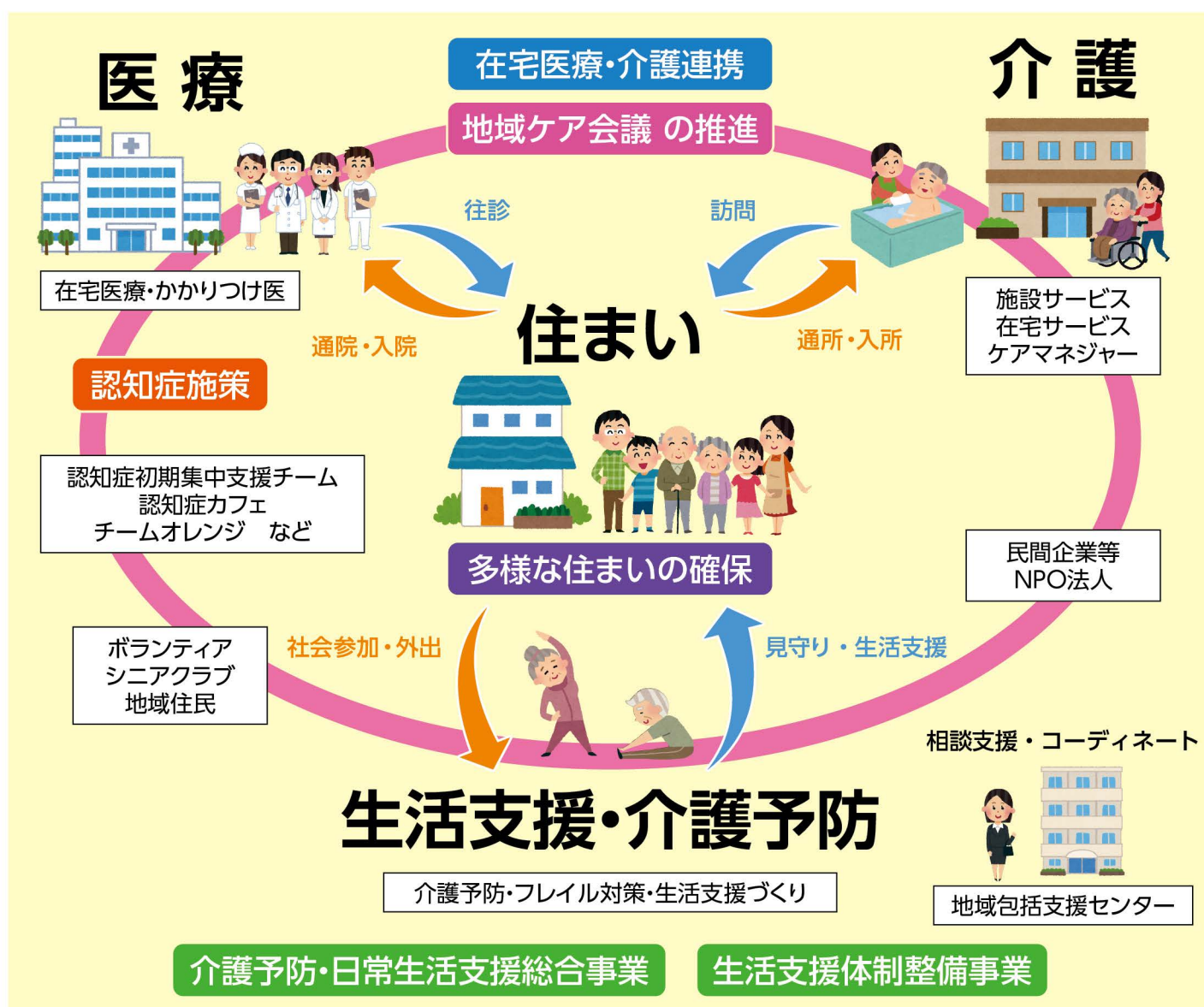
今後も高齢化が進み、さまざまなサポートを必要とする人が増えていく中で、在宅医療・介護の関係者がより一層連携し、ご本人のみならず、ご家族や介護者も含めて在宅医療・介護を支えることで、安心した生活を送ることができるよう、このガイドをご活用いただけたら幸いです。

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のことです。

地域包括ケアシステムは、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に切れ目なく提供される体制を目指しています。介護保険制度の枠内だけで完結するものではなく、介護保険制度と医療保険制度の両分野から、高齢者を地域で支えていくものとなります。

〈地域包括ケアシステムのイメージ〉



地域包括支援センター

高齢者の福祉、医療、保健、介護などさまざまな面で支援を行うための総合相談窓口です。主任介護支援専門員（ケアマネジャー）、保健師（看護師）、社会福祉士がそれぞれの知識や専門性を生かし、関係機関と連携して、一緒に解決の道を探します。安曇野市には3か所（「豊科・明科地域」「穂高地域」「三郷・堀金地域」）の地域包括支援センターが設置されています。

電話や来所による相談のほか、ご自宅への訪問による相談も行っています。まずはお気軽にご相談ください。

（月～金 8：30～17：15 土日祝日・年末年始を除く）



北部地域包括支援センター

（担当地域：穂高）

住 所：〒399-8303 穂高 6658 番地
（市役所穂高支所内）

連絡先：☎ 0263-81-0760
FAX 0263-88-3711

中部地域包括支援センター

（担当地域：豊科・明科）

住 所：〒399-8281 豊科 6000 番地
（市役所1階西側）

連絡先：☎ 0263-72-9986
FAX 0263-87-2700

南部地域包括支援センター

（担当地域：三郷・堀金）

住 所：〒399-8101 三郷明盛 4810 番地 1
（市役所三郷支所内）

連絡先：☎ 0263-77-4007
FAX 0263-77-4087

◆ 地域包括支援センターの役割

お困り事をご相談ください（総合相談）

生活の中で困っていることはありませんか？健康や福祉、医療や生活に関することなどお気軽にご相談ください。

介護予防のお手伝い

（介護予防ケアマネジメント）

要介護・要支援認定で「要支援1・2」の方や介護が必要になるおそれのある方に、介護予防のプラン作成など必要な支援をします。

地域包括支援センター

主任介護支援専門員（ケアマネジャー）、保健師（看護師）、社会福祉士が相談に応じます。

権利を守ります（権利擁護）

人権や財産を守るためのお手伝いをします。高齢者虐待や消費者被害への対応、成年後見制度の利用に向けて支援します。
※消費者問題は、担当課（安曇野市消費生活センター）と協力して対応します。

安心して暮らせる地域づくり

（地域包括ケア）

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域の皆さんと考え、さまざまな支援や関係機関とのネットワークづくりをします。

関係機関の連絡先

内 容	窓 口	所 在 地	電話番号 / FAX
介護保険の認定調査に関すること	高齢者介護課 認定調査係	豊科 6000 (安曇野市役所)	電話 71-2012 FAX 72-2065
高齢者福祉に関すること	高齢者介護課 長寿福祉係		電話 71-2254 FAX 71-2328
介護保険料、介護サービスに関すること	高齢者介護課 介護保険担当		電話 71-2472 FAX 71-2328
介護予防、認知症予防に関すること	高齢者介護課 包括支援担当		電話 71-2474 FAX 71-2328
高齢者に関する総合窓口	(豊科・明科地域) 中部地域包括支援センター		電話 72-9986 FAX 87-2700
	(穂高地域) 北部地域包括支援センター	穂高 6658 (穂高支所内)	電話 81-0760 FAX 88-3711
	(三郷・堀金地域) 南部地域包括支援センター	三郷明盛 4810-1 (三郷支所内)	電話 77-4007 FAX 77-4087
介護保険・高齢者福祉に関すること	穂高支所 地域づくり課 穂高地域担当	穂高 6658	電話 82-3131 FAX 82-6622
	三郷支所 地域づくり課 三郷地域担当	三郷明盛 4810-1	電話 77-3111 FAX 77-6060
	堀金支所 地域づくり課 堀金地域担当	堀金烏川 2750-1	電話 72-3106 FAX 72-4900
	明科支所 地域づくり課 明科地域担当	明科中川手 6824-1	電話 62-3001 FAX 62-4747
健診に関すること	健康支援課 健康支援担当	穂高 9181 (穂高健康支援センター内)	電話 81-0726 FAX 81-0703
予防接種に関すること	健康推進課 健康推進担当	豊科 6000 (安曇野市役所)	電話 71-2471 FAX 71-2328
福祉医療に関すること	福祉課 福祉政策担当		電話 71-2253 FAX 71-2328
後期高齢者医療に関すること	国保年金課 国保年金担当		電話 71-2475 FAX 71-2503
消費者トラブルに関すること	地域づくり課 消費生活センター		電話 71-2100 FAX 72-3176

目次

介護保険

1. 介護保険制度のしくみ 4
2. 介護保険料の決め方と納め方 6
3. 要介護認定の手順 9
4. サービス利用の手順 11
5. 介護サービスと介護予防サービス 14
6. 介護（予防）サービスにかかる費用 22
7. 自己負担が高額になった場合 25

総合事業

8. 介護予防・日常生活支援総合事業 29

在宅福祉・生きがいづくり等のサービス

9. 在宅高齢者福祉サービス 32
10. 高齢者の生きがいづくり支援サービス 34
11. 家庭介護者の高齢者福祉サービス 36
12. 高齢者の権利を守る制度 37
13. 各種施設の利用サービス 39
14. 高齢者の入所施設（介護保険以外） 40

医療サービス

15. 高齢者の医療 41

認知症に関する取り組み

16. 認知症ガイドブック 42

在宅医療サービス

17. 在宅医療 49

その他のサービス

- ・郵便等による不在者投票制度 50
- ・地域にある「通いの場・生活支援サービス」の相談 ... 51
- ・安曇野市地域見守り活動に関する連携協定 52

安曇野市医療と介護の連携マップ

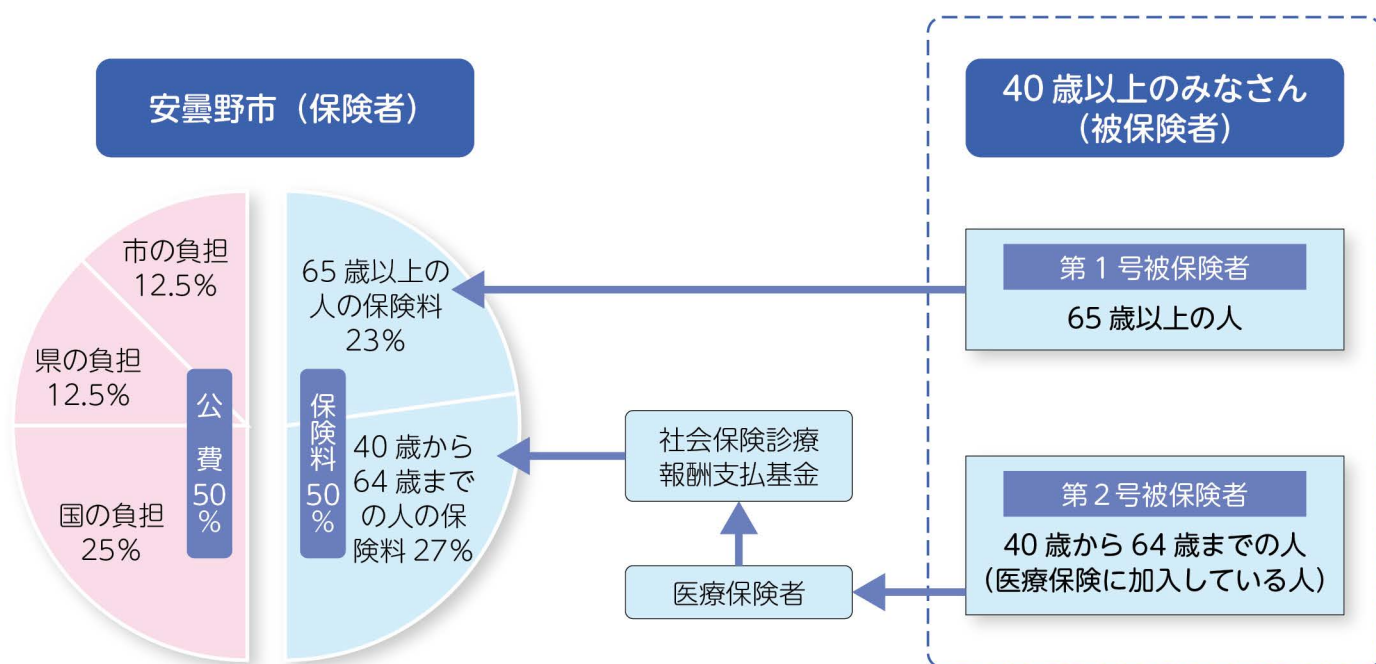
- ・介護保険事業所 55
- ・薬局 60
- ・医療機関 62
- ・歯科医院 64

- ・索引図 66
- ・連携マップ 67

1. 介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、介護を必要とする本人やその家族が抱える介護に対する不安や負担を軽減し、社会全体で支え合うことを目的に創設されました。そして、高齢になって心身が弱くなっても、必要な介護サービスを選び、利用することによって、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるように支援するための制度です。

介護保険制度は、私たちが住む安曇野市が運営します。
40 歳以上のおみなさん全員が保険料を負担し
老後の安心をみんなでささえ合う制度です。



サービスを利用できる方

第 1 号被保険者 < 65 歳以上の方 >

介護が必要であると認定された方
(病気やけがの種類は問われません)

第 2 号被保険者

< 40 歳から 64 歳までの医療保険加入者 >

特定疾病（※）が原因となって介護が必要であると認定された方

※特定疾病

- ①がん（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- ②関節リウマチ ③筋委縮性側索硬化症 ④後縦靱帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統委縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

65 歳になったら、介護保険証が交付されます

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	長野県安曇野市福祉課 6000番地 安曇野市

《 65 歳になった人（第 1 号被保険者） 》

保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

《 40 歳から 64 歳までの人（第 2 号被保険者） 》

要介護認定の申請をして、要支援・要介護の認定を受けた人に交付されます。

保険証はこんなときに必要です

- 要介護認定を新たに申請または更新するとき
- 介護サービス計画の作成を依頼するとき
- 介護サービスを利用するとき

※紛失や破棄された場合は再交付申請をしてください。



2. 介護保険料の決め方と納め方

(1) 第1号被保険者（65歳以上の人）

介護保険のサービスを利用する際、自己負担分は実際にかかった費用の1割～3割ですが、残りの7割～9割を賄うために介護保険料が使われます。介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料の納付にご協力をお願いします。

■ 決め方

介護保険料は、介護保険事業計画（3年ごとに策定）に基づき、市町村ごとに、介護サービスにかかる費用に応じて基準額を算出します。安曇野市では、市民税（住民税）の課税状況等に応じて14段階に設定し、それぞれの段階に設定された乗率を基準額に乘以、介護保険料額を算出します。

【基準額の決め方】

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{安曇野市の介護サービスの総費用} \times \text{見込額（第1号被保険者負担分）}}{\text{安曇野市の第1号被保険者数}}$$

■ 納め方

第1号被保険者の保険料の納め方には「特別徴収（年金から天引き）」と「普通徴収（納付書または口座振替による納付）」があります。原則として特別徴収で納めていただきますが、徴収方法は介護保険法によって定められているため選択することができません。

・ 特別徴収（年金からの天引き）

老齢年金、障害年金、遺族年金等が対象で、1つの年金の受取額が年額18万円以上の方は、年金支給月（年6回）に年金から介護保険料が天引きされます。

・ 普通徴収（納付書または口座振替による納付）

65歳になられた方、他の市区町村から転入された方、年度途中で介護保険料額が減額になった方等は当面の間、納付書にて指定金融機関等（納付書裏面に記載）で納めていただくか、口座振替で納めていただくことになります。この場合、普通徴収から特別徴収への切り替えは、おおむね半年から1年程度かかります。

また、1つの年金の受取額が年額18万円未満の方、年金の受給権を担保に融資制度（年金担保貸付制度）を利用し返済中である方等は、年金から介護保険料が天引きできないため普通徴収となります。

【口座振替について】

“納め忘れ”が心配な方には口座振替がおすすめです。口座振替の登録をいただくと、登録された口座から介護保険料が引き落としされます。また、納付方法が特別徴収に切り替わったときは自動的に口座振替が中止となります。

ただし、すでにほかの税金等で口座振替を登録されている方でも、介護保険料を口座振替するためには新たに手続きが必要となりますのでご注意ください。

口座振替をご希望の方は、銀行印と通帳をお持ちの上、取扱金融機関（口座振替依頼書の説明欄に記載）または市（各支所を含む）の窓口（ゆうちょ銀行の場合は、郵便局窓口にて手続き）にてお申し込みください。通常、15日頃までにお申し込みいただければ、その翌月から口座振替を開始することができます。

第9期計画期間（令和6年度から令和8年度） 安曇野市介護保険料

課税区分		段階区分	対象者の要件	年間保険料 (月額保険料)
世帯	本人			
市民税非課税	市民税非課税	第1段階 (基準額 × 0.285)	・生活保護の受給者（※ 市民税課税の場合あり） ・世帯全員が市民税非課税かつ本人が 高齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9万円以下 の方	19,830 円 (約 1,653 円)
		第2段階 (基準額 × 0.485)	世帯全員が市民税非課税かつ第1段階以外の人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円以下 の人	33,750 円 (約 2,813 円)
		第3段階 (基準額 × 0.685)	世帯全員が市民税非課税かつ第1段階以外の人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円超える 人	47,670 円 (約 3,973 円)
市民税課税	市民税非課税	第4段階 (基準額 × 0.9)	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80.9万円以下 の人	62,640 円 (5,220 円)
		第5段階 (基準額)	世帯のどなたかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9万円超える 人	69,600 円 (5,800 円)
	市民税課税	第6段階 (基準額 × 1.2)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 120万円未満 の人	83,520 円 (6,960 円)
		第7段階 (基準額 × 1.3)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 120万円以上 210万円未満 の人	90,480 円 (7,540 円)
		第8段階 (基準額 × 1.5)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 210万円以上 320万円未満 の人	104,400 円 (8,700 円)
		第9段階 (基準額 × 1.7)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 320万円以上 420万円未満 の人	118,320 円 (9,860 円)
		第10段階 (基準額 × 1.9)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 420万円以上 520万円未満 の人	132,240 円 (11,020 円)
		第11段階 (基準額 × 2.1)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 520万円以上 620万円未満 の人	146,160 円 (12,180 円)
		第12段階 (基準額 × 2.3)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 620万円以上 720万円未満 の人	160,080 円 (13,340 円)
		第13段階 (基準額 × 2.4)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 720万円以上 800万円未満 の人	167,040 円 (13,920 円)
		第14段階 (基準額 × 2.5)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が 800万円以上 の方	174,000 円 (14,500 円)

- ・年額保険料は、基準額に各段階区分の保険料率を乗じ、10円未満を切り捨てています。
- ・令和6年度から令和8年度の基準額は月額5,800円、年額69,600円です。
- ・第1段階は11,832円（乗率0.17分）、第2段階は13,920円（乗率0.2分）、第3段階は348円（乗率0.005分）の公費負担による保険料軽減を行い、10円未満を切り捨てています。（表中は軽減後の金額を記載しています。）
- ・市民税非課税とは、市民税の均等割と所得割がともに非課税であることをいいます。
- ・合計所得金額とは、年金、給与等の所得の合計額で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の額をいいます。
- ただし、介護保険料の基準となる合計所得金額は、土地、建物等の譲渡に係る特別控除額を差し引いた額（マイナスの場合は0円）となります。
- ・その他の合計所得金額とは、合計所得金額から①公的年金等に係る雑所得金額、②土地、建物等の譲渡に係る特別控除額、③給与所得がある場合の控除額（10万円）を差し引いた額（マイナスの場合は0円）となります。
- ・課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金等の老齢・退職年金のことです。障害年金、遺族年金は非課税年金です。
- ・世帯員であるかどうかは、賦課期日（4月1日）時点の住民基本台帳により判断します。
- ・年度途中に65歳になられた方や転入された方は、資格取得日の属する年度の市民税の課税状況と資格取得日時点の住民基本台帳上の世帯状況によって、介護保険料額を月割で計算します。
- ・年度途中に死亡された方や転出された方は、資格喪失日の属する月の前月までの介護保険料額を月割で計算します。
- ・年度途中で市民税の課税状況が変更になった方は、介護保険料額も変更になることがあります。
- ・介護保険料は一人ひとり納付いただきます。また、夫婦であっても段階が違う場合があります。
- ・前年とは、令和6年度の介護保険料については令和5年1月1日から12月31日、令和7年度の介護保険料については令和6年1月1日から12月31日、令和8年度の介護保険料については令和7年1月1日から12月31日のことをいいます。

(2) 第2号被保険者（40歳～64歳の人）の場合

■ 決め方

満40歳となる誕生日の前日が属する月から加入している医療保険の保険料と一緒に介護保険料を納めていただきます。納める金額は収入額や加入している医療保険ごとに異なります。詳しくは加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

・国民健康保険に加入している人

国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、国民健康保険税とあわせて世帯主が納めます。

・職場の健康保険に加入している人

各健康保険に設定される介護保険料率と給与および賞与に応じて決められ、医療保険とあわせて徴収されます。介護保険料は原則として事業主が半分を負担します。

(3) 保険料を納めないでいると

納期限から一定期間後に督促状を送付します。督促状送付後も納付いただけない場合は、地方税の滞納処分の例による処分（預貯金等の差押）やサービスを利用する際に以下のような制限がありますので、ご注意ください。

・1年以上滞納した場合

サービス利用料の全額がいったん利用者の自己負担になります。
なお、申請により後で保険給付分（9割～7割）が払い戻されます。

・1年6か月以上滞納した場合

申請後に払い戻される保険給付分の一部または全部が一時的に差し止めになります。また、差し止めた金額から滞納分の保険料を差し引くこともあります。

・2年以上滞納した場合

滞納期間に応じて利用者負担が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費や施設を利用する際の食費、居住費等の軽減が受けられなくなります。

介護保険の適用を受けない場合

40歳以上的人是介護保険の加入者（被保険者）となりますが、次の人は対象となりません。

- ・国内に住所を有しない人（海外居住者）
- ・在留資格または在留見込み期間3か月未満の短期滞在の外国人
- ・障害者支援施設など、介護保険適用除外施設に入所・入院している人
- ・40歳以上65歳未満で医療保険加入者でなくなった人

3. 要介護認定の手順

介護保険のサービスを利用するには、はじめに要支援・要介護の認定を受ける必要があります。その後、ケアプランを作成し介護サービスの利用が開始となります。

相 談

生活の困りごとや介護保険サービス等を利用したい場合、まずは市の窓口（各支所含む）や地域包括支援センターに相談します。

認定の申請 ※ 1

明らかに介護や支援が必要な方
市の窓口（各支所含む）で申請します。

※ 1 認定の申請時に必要な持ちもの

- ・ 要介護・要支援認定申請書
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）
- ・ 個人番号（マイナンバーカード）
- ・ 本人や代理人の身元の確認できる書類（詳細は市の窓口まで）

認定調査・主治医意見書

市の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況などについて調査をします。また、本人の主治医に心身についての意見書を作成してもらいます。

審査・判定

訪問調査の結果によるコンピュータ判定（一次判定）と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、要介護状態区分を判定します。

認定・通知 ※ 2

「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当（自立）」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。

非該当（自立）

要支援 1・2

介護予防サービス等を利用することで生活機能が改善する可能性の高い人。

要介護 1～5

日常生活の多くの場面で介護を必要とする頻度が高い人。

※ 2 介護区分の目安の詳細は P 13 へ

基本チェックリスト

心身の状態に不安を感じる人。



非該当

自立した生活が送れる人。

総合事業の
「一般介護予防事業」

30～31
ページ

事業対象者

生活機能の低下がみられる人。

「介護予防・生活支援サービス」と
総合事業の
「一般介護予防事業」

29～31
ページ

「介護予防サービス」

14～21
ページ

「介護予防・
生活支援サービス事業」

29～30
ページ

総合事業の
「一般介護予防事業」

30～31
ページ

「介護サービス」

14～21
ページ



4. サービス利用の手順

「要支援1・2」、「事業対象者」の方

まずは、「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」ケアプランの作成のため、お住まいの地域の地域包括支援センターまでご相談ください。

高齢者の皆さんが住みなれた地域で、いつまでも自立した生活を続けていけるよう、地域包括支援センターと市がサポートしていきます。

要支援1・2

「介護予防サービス」、総合事業の「介護予防・生活支援サービス」を利用し、要介護状態になることの予防や自立した日常生活の支援を行います。

事業対象者

「介護予防・生活支援サービス」を利用しサービスの利用で生活機能の改善を目指します。
①訪問型サービスと②通所型サービスがあります。

サービスの利用を希望する場合

地域包括支援センターに相談し、「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス」を利用するためのケアプランの作成を依頼します。

ケアプランの作成

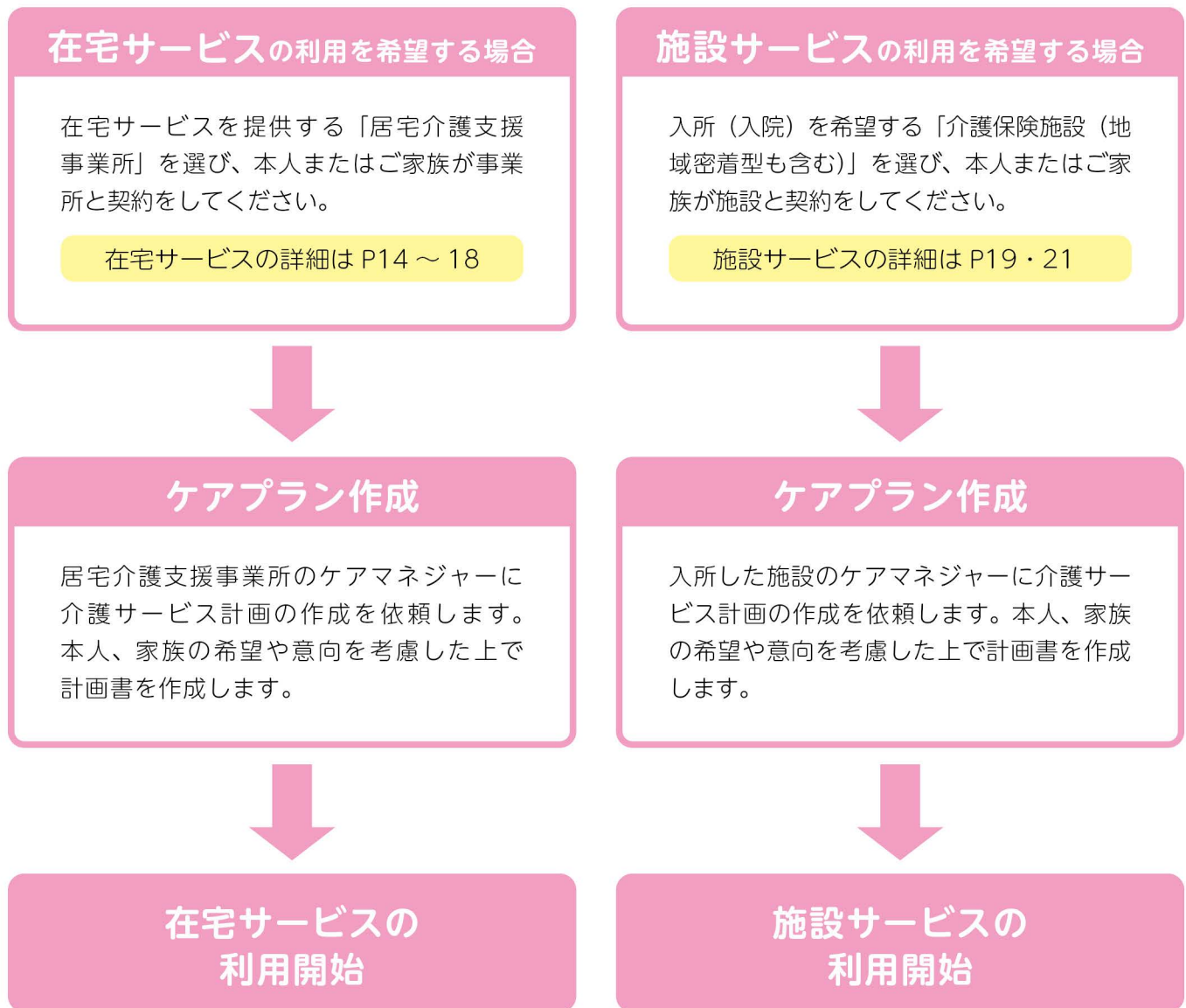
本人、家族の希望や意向、心身の状態を十分に考慮した上でケアプランを作成します。その後、本人、家族とサービス提供事業所・介護支援専門員等で、サービス担当者会議を開催し、本人、家族の同意の上で、サービスの提供が始まります。

※ケアプランの作成は「地域包括支援センター」又は「市の指定を受けた居宅介護支援事業所」が作成します。

サービスの利用開始

○「要介護1～5」と認定された方

介護が必要な状態になっても、ご本人の能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを行い生活機能の維持や改善を図ります。



！サービスの内容によって、介護サービス計画の依頼先が異なります。！

■ 在宅サービス（地域密着型を含む）

- ・ 居宅介護支援事業所へ介護サービス計画の作成を依頼します。
(居宅介護支援事業所の選定についてのご相談は地域包括支援センターまでお問い合わせください)
- ・ 小規模多機能型居宅介護及び看護多機能型居宅介護は、施設の介護支援専門員が介護サービス計画を作成します。

■ 施設サービス

希望する施設と契約をし、施設の介護支援専門員に介護サービス計画の作成を依頼します。

◆介護支援専門員（ケアマネジャー）とは・・・

介護の知識を幅広くもった専門家で、介護サービスを利用するときの相談や、在宅サービス事業者・施設等との連絡・調整を行い、介護サービス計画を作成します。

(1) 介護区分の目安

要支援状態または要介護状態については、おおむね次のような状態が考えられます。状態は各区分の主な内容を表しています。必ずしも実際の状態と一致するものではありません。

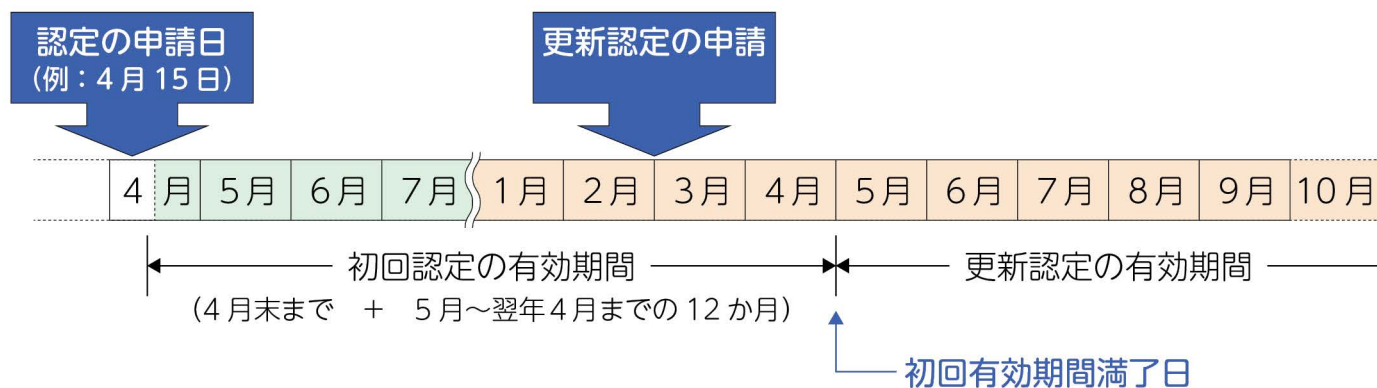
要介護状態区分	要介護・要支援の状態
非該当（自立）	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
要支援 1・2	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態
要介護 1	要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護 2	要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護 3	要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護 4	要介護 3 の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護 5	要介護 4 の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

(2) 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は、原則として6・12・24・36・48 か月です（月の途中の申請は、その月の月末までの期間＋有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は、前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間満了日の60日前から満了期間までの間に、市の窓口で更新の申請をしてください。更新申請をすると、あらためて調査・審査・認定が行われます。

【要介護認定の有効期間と更新の時期】 ※月の途中で申請した場合



【要介護認定の区分変更申請】

- ・有効期間の途中で心身の状態が変わった場合は、要介護認定の区分変更申請ができます

5. 介護サービスと介護予防サービス

(1) 在宅サービス

自宅に訪問を受けるサービス

※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。
※個人のサービス利用状況によって、料金が異なります。

要介護1～5の人

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

☐ 利用のめやす（1回につき）

内 容		利用料
身体介護	20分未満	163円
	20分以上30分未満	244円
	30分以上1時間未満	387円
	1時間以上1.5時間未満	567円
生活援助	20分以上45分未満	179円
	45分以上	220円
通院時の乗車・降車の介助		97円

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで自宅を訪問し、入浴介護を行います。

☐ 利用のめやす（1回につき）

内 容	利用料
全身入浴	1,266円

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

☐ 利用のめやす

内 容	利用料
1回	308円

要支援1・2の人

総合事業（訪問型サービス）→ P29 へ

介護予防訪問入浴介護

感染症などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が移動入浴車などで自宅を訪問し、介護予防を目的とした入浴の支援を行います。

☐ 利用のめやす（1回につき）

内 容	利用料
全身入浴	856円

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により、リハビリテーションを行います。

☐ 利用のめやす

内 容	利用料
1回	298円

要介護1～5の人

訪問看護

疾患などを抱えている人について、主治医の指示に基づき、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

□ 利用のめやす（1回につき）

内 容	利用料
訪問看護ステーションからの訪問の場合	20分未満
	30分未満
	30分以上1時間未満
	1時間以上1.5時間未満
	理学療法士等による訪問の場合
病院又は診療所からの訪問の場合	20分未満
	30分未満
	30分以上1時間未満
	1時間以上1.5時間未満

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

□ 利用のめやす（単一建物居住者が1人の場合）

内 容	利用料
医師が行う場合	1か月に2回まで
歯科医師行う場合	1か月に2回まで
病院又は診療所の薬剤師が行う場合	1か月に2回まで
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回まで
管理栄養士行う場合	1か月に2回まで
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回まで

※単一建物居住者の人数により利用料の変動があります。

要支援1・2の人

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

□ 利用のめやす（1回につき）

内 容	利用料
訪問看護ステーションからの訪問の場合	20分未満
	30分未満
	30分以上1時間未満
	1時間以上1.5時間未満
	理学療法士等による訪問の場合
病院又は診療所からの訪問の場合	20分未満
	30分未満
	30分以上1時間未満
	1時間以上1.5時間未満

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

□ 利用のめやす（単一建物居住者が1人の場合）

内 容	利用料
医師が行う場合	1か月に2回まで
歯科医師行う場合	1か月に2回まで
病院又は診療所の薬剤師が行う場合	1か月に2回まで
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回まで
管理栄養士行う場合	1か月に2回まで
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回まで

※単一建物居住者の人数により利用料の変動があります。



施設へ通所して受けるサービス

※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。
※個人のサービス利用状況によって、料金が異なります。

要介護1～5の人

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

□ 利用のめやす（1回につき）

内 容	要介護度	利用料
通常規模の事業所の場合 8時間以上9時間未満 ※送迎を含む	要介護1～5	669円～ 1,168円

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

□ 利用のめやす（1回につき）

内 容	要介護度	利用料
通常規模の事業所の場合 7時間以上8時間未満 ※送迎を含む	要介護1～5	762円～ 1,379円

要支援1・2の人

総合事業（通所型サービス）→ P30 へ

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1か月につき（基本的サービス） ※送迎、入浴を含む	要支援1	2,268円
	要支援2	4,228円

短期間入所するサービス

※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。
※その他、食費と滞在費等が別途、全額自己負担となります。

要介護1～5の人

短期入所生活 / 療養介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

□ 利用のめやす

● 短期入所生活介護（1日につき）

内 容	要介護度	利用料
介護老人福祉施設の利用（併設・個室／多床室）	要介護1～5	603円～ 884円

● 短期入所療養介護（1日につき）

内 容	要介護度	利用料
介護老人保健施設の利用（多床室）	要介護1～5	830円～ 1,052円

要支援1・2の人

介護予防短期入所生活 / 療養介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

□ 利用のめやす

● 短期入所生活介護（1日につき）

内 容	要介護度	利用料
介護老人福祉施設の利用（併設・個室／多床室）	要支援1	451円
	要支援2	561円

● 短期入所療養介護（1日につき）

内 容	要介護度	利用料
介護老人保健施設の利用（多床室）	要支援1	613円
	要支援2	774円

在宅に近い暮らしをするサービス

※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。
※その他、食費と滞在費が別途、全額自己負担となります。

要介護1～5の人

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1日につき	要介護1～5	542円～813円

要支援1・2の人

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1日につき	要支援1	183円
	要支援2	313円

生活環境を整えるサービス（住宅改修費の支給）

要介護1～5の人

居宅介護住宅改修費（住宅改修費の支給）

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を支給限度基準額として改修費の7割～9割を介護保険から支給します。

要支援1・2の人

介護予防住宅改修費（住宅改修費の支給）

介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を支給限度基準額として改修費の7割～9割を介護保険から支給します。

【対象となる住宅改修の種類】

- ・廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すりの取付け
- ・段差解消のためのスロープ設置等
- ・転倒予防などのための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸などへの扉の取替え等
- ・洋式便器などへの便器の取替え（水洗化に係る給排水設備工事を除く）
- ・上記の改修にともなって必要となる工事

■住宅改修の支給を受けるためには、**工事着工前**に事前確認申請が必要となります。

詳しくは、担当ケアマネジャーもしくは介護保険担当（電話 71-2472）までご相談ください。

《利用者負担について》

※利用者がいったん支払った後、費用の9割（一定以上所得者の場合は8割又は7割）が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

※支給限度基準額は20万円までです。（要支援、要介護区分にかかわらず定額）

（例：利用者負担が1割の方の場合、上限18万円が介護保険から給付されます。）

※限度額の範囲内であれば、複数回の申請も可能です。

※要介護状態区分が重くなった時（三段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定されます。

第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階
要支援1	要支援2・要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

《手続きの流れ》

- ① ケアマネジャー等に相談 → ② 住宅改修計画を立て、必要書類の作成 →
③ 事前申請（工事着工前） → ④ 着工・完成 → ⑤ 事後申請（工事完了後） → ⑥ 支給決定

生活環境を整えるサービス（福祉用具貸与）

※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。
※利用者負担は実際に貸与される対象品目により異なります。

要介護2～5の人

福祉用具貸与（レンタル）

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

【福祉用具貸与の対象品目】

- ・ 車椅子
- ・ 車椅子付属品
- ・ 特殊寝台
- ・ 特殊寝台付属品
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり（工事をとみなわないもの）
- ・ スロープ（工事をとみなわないもの）★
- ・ 歩行器★
- ・ 歩行補助つえ★
- ・ 自動排泄処理装置（原則要介護4以上）
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）

要支援1・2、要介護1の人

介護（予防）福祉用具貸与（レンタル）

福祉用具のうち、介護予防に役立つものを貸与します。

【福祉用具貸与の対象品目】

- ・ 手すり（工事をとみなわないもの）
- ・ スロープ（工事をとみなわないもの）★
- ・ 歩行器★
- ・ 歩行補助つえ★

■要支援1・2及び要介護1の方は車椅子（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）は原則として保険給付の対象となりません。ただし、必要と認められる場合は、例外的に対象（軽度者への福祉用具貸与）となります。詳細は介護保険担当（71-2472）までお問い合わせください。

■★マークがついている品目は貸与と購入のいずれかを選択できます

生活環境を整えるサービス（福祉用具購入費の支給）

要介護1～5の人

居宅介護福祉用具購入費（特定福祉用具購入費の支給）

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、その購入費を支給します。（年間10万円を上限）

要支援1・2の人

介護予防福祉用具購入費（特定介護予防福祉用具購入費の支給）

入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち、介護予防に役立つ用具を購入した場合、その購入費を支給します。（年間10万円を上限）

【対象となる福祉用具の種目】

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 移動用リフトのつり具の部分（リフトは除く）
- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 排泄予測支援機器

※利用者の状態に応じて要介護状態を悪化されるおそれがある用品については、対象にならない場合があります。

■福祉用具販売の指定を受けた事業所から特定福祉用具を購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。それ以外で購入した場合は支給対象になりません。事業所ごとに福祉用具選定のアドバイスなどを行う「福祉用具専門相談員」が配置されています。

《利用者負担について》

※利用者がいったん支払った後、費用の9割（一定以上所得者の場合は8割又は7割）が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

※同一年度で購入できるのは10万円までです。

（例：利用者負担が1割の方の場合、9万円が介護保険から給付されます。）

(2) 施設サービス

施設に入所する ※要介護1～5の人が利用できます（要支援1・2の人は利用できません）
※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ※原則、要介護3～要介護5の人

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方が入所し、入浴や排泄などの介護や機能訓練、健康管理など療養上の世話など「生活の場」と「手厚い介護サービス」を提供する施設です。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
ユニット型個室 1日につき	要介護3～5	815円～955円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。

※要介護1～2の人は原則利用できません。ただし、在宅が困難と認められれば、特養特例入所により、利用できる場合があります。詳細は市（介護保険担当）へご連絡ください。

※詳細については《問い合わせ先》別冊「事業所一覧」にて、直接施設にお問い合わせください。

介護老人保健施設（老人保健施設）

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、在宅復帰を目指す施設です。利用者の状態に合わせ、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事、排泄といった日常生活上の介護など併せて受けることができます。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
ユニット型個室 1日につき	要介護1～5	802円～1,018円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。

※詳細については《問い合わせ先》別冊「事業所一覧」にて、直接施設にお問い合わせください。

介護医療院 ※R6.10現在、市内に対応事業所はありません。

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
ユニット型個室 1日につき	要介護1～5	850円～1,392円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。

※詳細については《問い合わせ先》別冊「事業所一覧」にて、直接施設にお問い合わせください。



(3) 地域密着型サービス ※原則として、安曇野市民の方のみ利用できます。

住み慣れた地域での生活を支援する ※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。

要介護1～5の人

小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを受けられます。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1 か月につき	要介護1～5	10,458 円～ 27,209 円

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
単独型の場合 8 時間以上 9 時間未満 ※送迎を含む	要介護1～5	1,026 円～ 1,472 円

要介護1～5の人

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、共同生活をする住宅で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

□ 利用のめやす（1日につき）

内 容	要介護度	利用料
入居・1 ユニットの場合	要介護1～5	765 円～ 859 円

要支援1・2の人

介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護予防を目的とするサービスを受けられます。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1 か月につき	要支援1	3,450 円
	要支援2	6,972 円

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスを受けられます。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
単独型の場合 8 時間以上 9 時間未満 ※送迎を含む	要支援1	888 円
	要支援2	991 円

要支援2の人

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が、共同生活をする住宅で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

□ 利用のめやす（1日につき）

内 容	要介護度	利用料
入居・1 ユニットの場合	要支援2	761 円

要介護1～5の人

地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

□ 利用のめやす（1 日につき）

内 容	要介護度	利用料
通常規模の事業所の場合 8 時間以上 9 時間未満 ※送迎を含む	要介護 1～5	783 円～ 1,365 円

※その他、食費、受けられるサービスによって追加支払が発生します。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを柔軟に提供します。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1 か月につき	要介護 1～5	12,447 円～ 31,408 円

夜間対応型訪問介護

24 時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

※ R6.4 現在、市内に対応事業所はありません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。

□ 利用のめやす（1 回につき）

内 容	要介護度	利用料
1 か月につき訪問看護サービスを行う場合	要介護 1～5	7,946 円～ 28,298 円

地域密着型特定施設入所者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、入所定員が 29 人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

※ R6.10 現在、市内に対応事業所はありません。

要介護3～5の人

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
ユニット型個室 1 日につき	要介護 3～5	828 円～ 971 円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。

※要介護 1～2 の人は原則利用できません。ただし、在宅が困難と認められれば、特養特例入所により、利用できる場合があります。

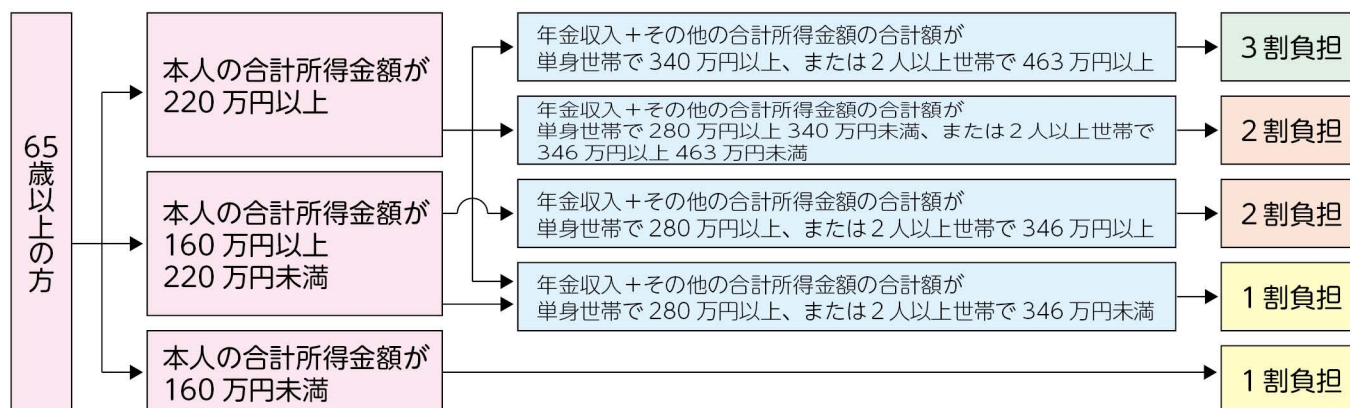
詳細は市（介護保険担当）へご連絡ください。

※詳細については《問い合わせ先》別冊「事業所一覧」にて、直接施設にお問い合わせください。

6. 介護（予防）サービスにかかる費用

介護サービスを利用した場合には、費用の一定割合（1割～3割）を負担していただきます。

利用者負担の判定の流れ



※1 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担。

※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※3 「その他の合計所得金額」とは、※2の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

（1）在宅サービスを利用した場合の負担額

在宅サービスの利用に際しては、要支援・要介護状態区別に、介護保険で利用できる1か月分の上限度額（支給限度額）が決められています。利用者の負担は、費用の1割～3割です。

1か月の支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

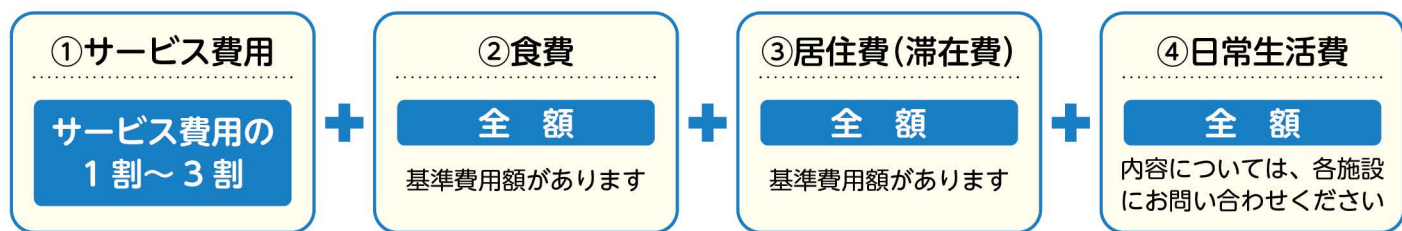
限度額を超えてサービスを利用する場合は・・・

介護サービスには、前記のように要介護度に応じた上限（支給限度額）が決められていますが、もしその上限額を超えるサービスを利用する場合、その分については全額自己負担となります。

【例】要介護1（支給限度額167,650円）の人が、20万円のサービスを利用した場合



(2) 施設サービスを利用した場合の負担額



施設サービスを利用した場合の負担額は、①サービス費用の1割（一定額以上は2割または3割）②食費、③居住費、④日常生活費のそれぞれの全額が利用者負担となります。短期入所生活・療養介護と通所介護、通所リハビリテーションの滞在費、食費も全額個人負担となります。

ただし、低所得者の人には要件を満たした方へ負担限度額（特定入所者介護サービス費 P24 参照）が設けられています。

■ 基準費用額（1日当たり）

全額自己負担した場合の平均的な費用の額（基準費用額）	1日当たりの居住（滞在）費				1日当たりの食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（特養）	多床室（特養）	1,445 円
	2,066 円	1,728 円	1,728 円 (1,231 円)	437 円★ (915 円)	

※居室の種別ごとの居住費（滞在費）と食費の額です（具体的な金額等は施設との契約によるので、異なる場合があります）。

※介護老人福祉施設を利用した場合の従来型個室及び多床室の負担額は、（ ）内の金額となります。

★令和7年8月より、一部の施設において室料が徴収される場合は697円になります。

(3) 特定入所者介護サービス費

低所得の人の施設利用が困難とならないように、要件を満たす方が申請し、市から認定されると、介護保険の施設サービス・短期入所サービスを利用した際、食費・居住費（滞在費）の軽減を受けられる制度です。なお、低所得による自己負担限度額の適用を受けるためには、市に申請して「介護保険負担限度額認定証」の発行を受ける必要があります。

※所得に応じた負担限度額までが自己負担となり、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

■ 対象となるサービス

介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護医療院サービス（有料老人ホーム・グループホーム・デイサービス等は対象外です。）

■ 対象者となる人

本人、配偶者の「預貯金等の総額」が利用者負担段階に応じた上限額以下かつ、本人、配偶者及び世帯員全員の市民税が非課税の人。または、生活保護受給者。

〈預貯金額〉

対 象	第1段階（生活保護受給者を除く）、2号保険者	単身 1,000 万円（夫婦：2,000 万円）以下
	第2段階	単身 650 万円（夫婦：1,650 万円）以下
	第3段階①	単身 550 万円（夫婦：1,550 万円）以下
	第3段階②	単身 500 万円（夫婦：1,500 万円）以下
対 象 外	第4段階	・世帯に課税者がいる ・本人、市民税課税者

利用者負担段階と負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		負担限度額（日額）	
区分	対象者	居住費（滞在費）	食費
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	ユニット型個室 880 円 ユニット型個室的多床室 550 円 従来型個室（特養） 380 円 従来型個室（老健・医療院等） 550 円 多床室 0 円	300 円 (300 円※)
第2段階	市民税非課税世帯で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人★	ユニット型個室 880 円 ユニット型個室的多床室 550 円 従来型個室（特養） 480 円 従来型個室（老健・医療院等） 550 円 多床室 430 円	390 円 (600 円※)
第3段階 ①	市民税非課税世帯で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が 80 万円超から 120 万円以下の人★	ユニット型個室 1,370 円 ユニット型個室的多床室 1,370 円 従来型個室（特養） 880 円 従来型個室（老健・医療院等） 1,370 円 多床室 430 円	650 円 (1,000 円※)
第3段階 ②	市民税非課税世帯で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が 120 万円超の人	ユニット型個室 1,370 円 ユニット型個室的多床室 1,370 円 従来型個室（特養） 880 円 従来型個室（老健・医療院等） 1,370 円 多床室 430 円	1,360 円 (1,300 円※)

※（ ）は短期入所サービス（ショートステイ）利用時の食費となります。

※その他の合計所得金額のうち雑所得の計算には公的年金等（課税年金）に係るものは算入しません

★令和7年8月より 80.9 万円となります。

注：世帯（別居の配偶者を含む）が課税世帯により対象外となった方でも、要件を満たせば受けられる制度で「**特例減額措置制度**」があります。詳細について、ご不明な点は高齢者介護課 介護保険担当（電話 71-2472）まで、お問い合わせください。



7. 自己負担が高額になった場合

介護サービスを利用した場合には、費用の一定割合を負担していただきます。利用者負担額が高額になり低所得の人の介護利用が困難とならないように、以下の制度があります。

(1) 高額介護（予防）サービス費・高額総合事業サービス費

介護サービスを利用して支払った利用者負担額の1か月の合計が、下記利用者負担上限額を超えた場合、超えた分が高額介護（予防）サービス費として支給されます。（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計で算定されます。）

また、総合事業サービスを利用していた場合、1か月の利用者負担額の合計が下記利用者負担上限を超えた場合、超えた分が高額総合事業サービス費として支給されます。

ただし、福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担額や、施設入所中の居住費・食費及び日常生活費等の利用料は含まれません。

利用者負担の上限額

利用者負担段階	利用者負担上限額
現役並み所得相当 ※1	
年収約 1,160 万円以上の方	世帯 140,100 円
年収約 770 万円～約 1,160 万円以下の方	世帯 93,000 円
年収約 383 万円～約 770 万円以下の方	世帯 44,400 円
一般世帯 ※2	世帯 44,400 円
市民税非課税世帯	世帯 24,600 円
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の方等老齢福祉年金受給者	個人 15,000 円
①生活保護受給者	①個人 15,000 円
②利用者負担額を 15,000 円にすることで生活保護の対象にならない方	③世帯 15,000 円

※1 現役並み所得相当とは、世帯内の第1号被保険者に課税所得 145 万円以上の方がいて、年間収入が単身で 383 万円以上、2人以上で 520 万円以上の場合などをいいます。

※2 一般世帯とは市民税課税世帯で現役並み所得相当以外をいいます。

※3 その他の合計所得とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

申請方法

対象になる人には、市から申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

(2) 高額医療合算介護（予防）サービス／高額医療合算介護（予防）サービス費

世帯内の同一の医療保険加入者の方について、1年間（8月1日～翌7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が下記基準額を超えた場合、超えた分が高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

また、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給後、なお残る自己負担額に、1年間（8月1日～翌7月31日）総合事業サービスの自己負担額を合計し、下記基準額を超えた場合、超えた分が高額医療合算総合事業サービス費相当として支給されます。

基準額

所得区分（70 歳未満の方）	基準額	所得区分（70 歳以上の方）	基準額
市民税課税世帯		市民税課税世帯	
所得 901 万円超	212 万円	現役並み所得者 3（課税所得 690 万円超）	212 万円
所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円	現役並み所得者 2（課税所得 380 万円以上 690 万円未満）	141 万円
所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円	現役並み所得者 1（課税所得 145 万円以上 380 万円未満）	67 万円
所得 210 万円以下	60 万円	一般（現役並み所得者 1～3 以外）	56 万円
市民税非課税世帯	34 万円	市民税非課税世帯	
		低所得者Ⅱ（市民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外）	31 万円
		低所得者Ⅰ（世帯員全員の所得額が 0 円（年金所得は控除額 80.9 万円で計算））	19 万円 (31万円※)

※介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は 31 万円

申請方法

対象になる人には、市から申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

低所得者が軽減実施の届出をした社会福祉法人等の提供する介護保険サービスを利用した際に、自己負担額の軽減を受けられる制度です。(ご利用の施設がこの制度の対象事業所かどうかについては施設にご確認ください。) 軽減を受けるには申請が必要です。詳しくは介護保険担当(71-2472)へお問い合わせください。

■ 対象者

○対象者は市県民税非課税世帯で次のすべてに該当し、市が生活困難と認めた人及び生活保護受給者です。

- 1 世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下。(この収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金や、恩給、仕送りなども含まれます。)
- 2 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下。
- 3 世帯がその居住用の土地家屋、その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
- 4 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。(市県民税課税者の扶養家族でない。)
- 5 介護保険料を滞納していないこと。(2号被保険者は医療保険税を滞納していないこと。)

■ 対象サービス

介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

■ 軽減割合

軽減実施の届出をした事業者が行う次のサービスの利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)について4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)の割合で軽減されます。



(4) 税控除

■ 社会保険料控除について

★介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。

ただし、納付した金額の確認方法は、納付方法（特別徴収・普通徴収）により異なります。

・特別徴収

公的年金等の源泉徴収票の「社会保険料の金額」のうち介護保険料分

※源泉徴収票の発行されない年金から特別徴収で納付している場合は市介護保険担当まで、お問い合わせください。

・普通徴収

納付書で納付した場合：領収証書

口座振替で納付した場合：口座振替されている通帳と納入通知書など納付金額がわかるもの

※公的年金からの特別徴収や口座振替で保険料を納付した場合、納付した本人に社会保険料控除が適用されます。

■ 介護保険法による介護サービスにかかる医療費控除について

★診療や治療費等のほか、下記の介護保険サービスも控除の対象となります。

・居宅サービス

自己負担金額全額が対象となるもの（概要）

①対象となるサービス

下記の医療系の居宅サービス等は、利用者負担額の全額が医療費控除の対象となります。

医療系居宅サービス		
訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導
通所リハビリテーション	短期入所療養介護	

医療系サービスと併せて利用した場合に対象となるもの（概要）

②条件付で対象となるサービス

下記の医療系の居宅サービス等は、利用者負担額の全額が医療費控除の対象となります。

福祉系居宅サービス		
訪問介護（身体介護及び複合型）	訪問入浴介護	通所介護
短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護

※①の医療系サービスを利用している人のみ②の福祉系サービス費を医療費控除として控除することができます。

従って、②の福祉系サービスのみ利用している人は、控除の対象となりません。

・施設サービス

要介護1～5の認定を受け、施設サービスを利用している人

施設区分	医療費控除の対象費用
指定介護老人福祉施設	介護保険適用の自己負担額・居住費・食費の合計額の2分の1に相当する額
介護老人保健施設	
指定介護療養型医療施設	
介護医療院	
	介護保険適用の自己負担額・居住費・食費の合計額

※控除を受ける場合は、サービス事業所が発行する領収書（「医療費控除対象額」が明記されているもの）が必要です。

※介護保険の高額介護サービス費が支給されている場合は、それぞれ自己負担額から高額介護サービス費を差し引いた額が対象となります。

■ おむつ使用証明書（医療費控除）について

以下の対象者に該当する場合、おむつや失禁用尿取りパッドの購入費が医療費控除の対象として認められます。

《対 象》

6 カ月以上寝たきり状態にある人、または同様の状態として認められる人で、医師がおむつの使用が必要であると判断した人

《控除を受ける手順》

・初めて控除を受ける場合

寝たきり状態であること、及び治療上おむつが必要な状態であることについて証明する「おむつ使用証明書」を医師に作成してもらいます。

確定申告の際、おむつの領収書に併せ「おむつ使用証明書」を添付してください。

・2 年目以降引き続き控除を受ける場合

次の条件を満たす人に「おむつ使用証明書」にかわる「確認書」を市で発行します。

1. 前年度以前におむつ代の医療費控除を受けている。
2. 要介護認定時に主治医から提出された意見書により一定の要件（寝たきり状態 B1,B2,C1,C2 のいずれかであり、かつ尿失禁の発生可能性「あり」）を満たす人

・申請・相談窓口

高齢者介護課 認定調査係

■ 障害者控除対象者認定書について

65 歳以上の要介護認定を受けている納税者及び控除対象配偶者や扶養親族が、障がい者に準ずる者等として所得税法上の障がい者に該当する場合には、市福祉事務所長の認定により、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた上で一定の金額の所得控除を受けることができます。

※身体障害者、知的障害者、精神障害者、戦傷病者等の手帳を有している人は、「障害者控除対象者認定書」の交付は必要ありません。

※要介護認定の有効期間の更新ごとに手続きが必要です。

・障害者（控除額：所得税 27 万円、住民税 26 万円）

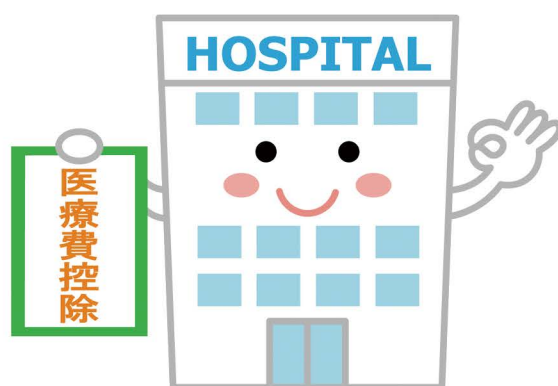
要介護 1 以上で、直近の認定調査表・主治医意見書等を基にした障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）または認知症老人の日常生活自立度（認知度）により判定するものとし、日常生活を遂行する能力の中で、体幹の機能障害があり全般的に不安定さが見られ、生活の一部について部分的介護を要する方。

・特別障害者（控除額：所得税 40 万円、住民税 30 万円）

要介護 3 以上で、日常生活活動の食事、排泄、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、一日中ベットの上で過ごす状態の方。

・申請・相談窓口

高齢者介護課 長寿福祉係



8. 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業は、高齢者一人ひとりの状況に応じた生活支援や介護予防が利用できるよう、地域における多様な主体的な取り組みを進めることで、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう支援を行う事業です。

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つからなります。

「介護予防・生活支援サービス事業」を利用するためには、要支援1・2と認定されるか、基本チェックリスト※により介護予防・生活支援サービス事業の対象者と判定される必要があります。

なお、「一般介護予防事業」については65歳以上のすべての人が利用対象となります。

基本チェックリスト

基本チェックリストとは「生活機能全般」「運動機能」「栄養状態」「口腔機能」「閉じこもり」「認知症」「うつ」のそれぞれのリスクを判定する25項目で構成された質問票で、日常生活に必要な機能が低下していないかをチェックします。これにより、介護予防が必要な人を早期発見することができます。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は「訪問型サービス」と「通所型サービス」の2種類のサービスがあります。

訪問型サービス

※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。

・訪問介護相当サービス

利用者が自力では困難な行為について、ホームヘルパーによる自立のための身体介護・生活援助サービスが提供されます。

□ 利用のめやす

	区分	内容	利用料
1月につき	要支援1・2 事業対象者	週1回程度の利用	1,176円
		週2回程度の利用	2,349円
	要支援2 事業対象者	週2回程度を超える利用	3,727円

・訪問型サービスA（緩和した基準による訪問型サービス）

利用者が自力では困難な行為について、ホームヘルパー等による自立のための生活援助サービスが提供されます。

□ 利用のめやす

	区分	内容	利用料
1回につき	要支援1・2 事業対象者	20分以上60分未満	206円
	要支援1・2 事業対象者	20分未満	100円

※上限額は週618円

・訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

リハビリ専門職や歯科衛生士などの専門職が、利用者宅を訪問し、生活機能改善のための助言等を行います。利用料は無料で、最大6か月（月1回）の利用が可能です。

通所型サービス

※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。

・通所介護相当サービス

通所介護施設で、入浴や食事の介助など日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練などのサービスが提供されます。

□ 利用のめやす

	区分	内容	利用料 ※1
1回につき	要支援1 事業対象者	週1回の利用	436円
	要支援2 ※2	週1～2回の利用	447円

※1 その他、食費、受けられるサービス内容によって、追加支払が発生します。

※2 一定の要件を満たした継続利用の事業対象者も、R9.3まで週2回の利用ができます。

・通所型サービス A（緩和した基準による通所型サービス）

通所介護施設等で、閉じこもり予防のための運動やレクリエーションなど、楽しみながら介護予防につながるサービスが提供されます。食事や入浴はありません。

□ 利用のめやす

	区分	内容	利用料
1回につき	要支援1・2 事業対象者	週2回までの半日程度のサービス	358円

※上限額 716円まで

・通所型サービス C（短期集中予防サービス）

通所介護施設で、週に1回運動機能の向上などを目的としたカリキュラムを3か月継続して受けられます。

□ 利用のめやす

	区分	内容	利用料
1回につき	要支援1・2 事業対象者	週1回2時間程度のサービス	400円

一般介護予防事業

市では、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が送れるよう、フレイル予防や社会交流を目的に、各種体操教室や口腔機能、認知機能の向上を目的とした介護予防教室の開催、認知機能検査、高齢者歯科健診・相談などを実施しています。

また、地域の活動の場に専門職（保健師、歯科衛生士、管理栄養士など）がお伺いし、フレイル予防のお手伝いをします。

教室への参加や専門職の活用を通じて、ご自身のフレイル予防にお役立てください。

年齢を重ねても元気に自立して日常生活を送ることができる「健康寿命」の延伸を目指しましょう。

1. 介護予防教室

介護予防を目的として、体操や介護予防に関する幅広い知識を身につける教室を開催しています。運動機能の維持・向上、転倒予防（ロコモティブシンドロームの予防）、フレイル予防、認知症予防を目指します。

■ 教室内容 らくらくチェアトレ体操教室、あづみのピンキラ体操教室、エンジョイシニア！実践おたっしや塾、頭と体の若返り！はつらつ脳活教室

※運動強度別・メニュー別に複数の教室を開催しています。

※開催、募集については「広報あづみの」に掲載します。

■ 対象者 おおむね65歳以上の人

2. シニア歯科健診

口腔状態の異常や口腔機能低下を早期に発見し、全身疾患の予防や健康維持、及び介護予防につなげます。

- **内 容** 歯や義歯の状態、歯周疾患の有無、口腔衛生状況、口腔がん検診、口腔機能（そしゃく・えん下機能等）検査
- **対 象 者** 68 歳、70 歳、73 歳（対象者の方に案内通知を送付します）
- **実 施 場 所** 市内歯科医院（安曇野市歯科医師会加入医院のうち協力医療機関）

3. 地区での健康に関する講座

市民が住みなれた地域で継続して介護予防に取り組みやすくするために、市民の希望する会場にて健康相談（血圧測定等）、介護予防（運動・栄養・口腔）や認知症予防に関する講話などを行います。

- **対 象 者** おおむね 65 歳以上で構成される団体（地区・町内会・常会単位など）
新規で立ち上げる団体

4. 高齢者歯科相談窓口

歯科衛生士による口腔に関する相談（面談、電話、訪問等）、随時受付。必要に応じて医療や介護サービスにつなげます。

- **対 象 者** おおむね 65 歳以上の高齢者（要介護等認定者を含む）とその家族

5. 高齢者栄養相談窓口

管理栄養士による低栄養からフレイル、介護状態への移行を予防するための栄養に関する相談（面談、電話、訪問等）、随時受付。必要に応じて、医療や介護サービス等につなげます。

- **対 象 者** おおむね 65 歳以上の高齢者（要介護等認定者を含む）とその家族

6. 通いの場支援

①通いの場支援立上げ支援

新規で体操教室などの通いの場を立ち上げる団体に対し支援を行います。

※通いの場とは、高齢者をはじめ地域住民の皆様が、健康の維持や介護予防を目的として、仲間と共に主体的に月 1 回以上取り組む、活動の場・機会のことです。

②「通いの場・生活支援サービスガイドブック」

高齢者のご自宅で元気に生活を続けることが出来るように、地域にある生活支援サービス（配食サービス、配食等）や通いの場（健康体操やサロン活動、趣味娯楽などの生きがい活動）の情報を掲載した「通いの場・生活支援サービスガイドブック」を作成しています。

ガイドブックは、市 H P の他に高齢者介護課、各支所地域担当及び各地域の社会福祉協議会窓口でも冊子の配布をしています。



7. フレイル予防のためのフィットネス動画配信サービス

動画を見ながら認知機能の低下予防に役立つ『シナプソロジー』や体をほぐす『ストレッチ』などの運動を行うことができます。

※動画の視聴には事前登録が必要です。

※インターネットに接続可能なスマートフォンやパソコンが必要になります。

※1～7に関するお問い合わせは高齢者介護課包括支援担当（71-2474）まで。



9. 在宅高齢者福祉サービス

1. 緊急通報サービス

独り暮らしの高齢者などが、家庭で安心して暮らせるよう緊急通報機器を設置します。緊急ボタンを押すと受信センターから状況確認の電話が入ります。電話に出られない状態の場合は、あらかじめ登録いただいた近隣の協力員、または市の委託会社の出動員がかけつけ救援します。

■ **対 象 者** 次のいずれかに該当する人のみで構成する世帯

- ・ 65 歳以上の人
- ・ 身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの人
- ・ 療育手帳をお持ちの人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

※機器の設置には固定電話が必要です。

■ **利 用 金 額** 安否確認センサー機能付き：月額 500 円

※安否確認センサー機能とは、自宅のトイレ等に設置したセンサーが、出入りの状況を受信センターに通信する機能です。

24 時間以内に動きがない場合、受信センターから電話で利用者の安否確認を行います。

■ **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 高齢者通院等支援サービス

自宅から医療機関への通院及び自宅から福祉施設に送迎をする際に利用できるタクシー券を交付します。

■ **対 象 者** 65 歳以上で「要介護 3 ～ 5」の認定を受けている人

※身体・精神障害者手帳（1 級、2 級）、療育手帳（A1、A2）をお持ちの人は、障害者の通院・外出支援事業と選択して利用できます。

■ **利用(補助)券** 500 円分の利用券を年間最大 30 枚交付します。
（1 回の乗車につき複数枚の利用券を使用することができます）
利用券の差額は戻りません。

※対象者には、市から交付申請書を郵送します。

■ **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

3. 寝たきり高齢者通院等支援サービス

自宅から医療機関への通院及び自宅から福祉施設に送迎をする際、福祉タクシー（車いす等）の利用料金の一部を補助します。

■ **対 象 者** 寝たきり又は移動の大半を車いす、ストレッチャーを移動手段としている 65 歳以上の
人または身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの人

■ **利用(補助)券** 福祉タクシー利用料金の半額を補助します。ただし、1 か月の補助限度額は 5,000 円になります。

※補助を受ける場合は、事前に利用登録申請書を提出してください。

■ **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

4. 軽度生活援助サービス

ごみ出しや、家周りの手入れなど、軽易な作業を支援します。

- **サービス内容** ごみ出し、家周りの手入れ、家屋の軽微な修繕、除雪、暖房機器への給油
- **対 象 者** 65 歳以上の者のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な人
- **利 用 金 額** ごみ出し、暖房機器への給油は 1 回 100 円（30 分まで）、家周りの手入れ、家屋の軽微な修繕は 1 回 200 円（1 時間まで）、除雪 1 回 500 円（1 時間まで）
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

5. 訪問理美容サービス

外出することが困難な高齢者などが家庭で快適に過ごせるよう理容師・美容師が自宅へ出張の上、理美容を実施し、利用料金の一部を補助します。

- **対 象 者** 65 歳以上で要介護度 3 以上、身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳 A1、A2 のいずれかに認定された人
- **利 用 金 額** 1 回あたり 2,000 円を市が補助します。市からの補助額 2,000 円を差し引いた残額は個人負担になります。（年間利用回数は 6 回を限度とします）
- **そ の 他** 利用できる店舗については、利用申請後に別途ご案内します。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

6. 生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）サービス

在宅で基本的な生活が送れるよう養護老人ホームへ短期間宿泊し、生活上必要な支援や指導が受けられます。

- **サービス内容** 原則として 7 日以内の利用
【利用可能施設】養護老人ホーム安曇寮、養護老人ホーム温心寮
- **対 象 者** 社会適応（生活習慣等）が困難な概ね 65 歳以上の人
「要支援」又は「要介護」の認定を受けている人は利用できません。
- **利 用 金 額** 1 日につき 1,380 円（食費込み）
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

7. 住宅改修に対する補助

住み慣れた住宅で引き続き生活ができるよう、住宅改修に要する費用の一部を補助します。

- **サービス内容** 段差解消、手すりの取付け、洋式便器への取替えなどを対象とし、介護保険の住宅改修と併用して補助が受けられます。
※改修工事着工前にご相談ください。着工後の補助はできません。
- **対 象 者** 65 歳以上の「要介護」、「要支援」の認定を受けている人で、住宅改修が必要な人。かつ、同居する家族全員の前年の住民税所得割が非課税の人。
- **補 助 金 額** 対象工事費用の 9 割（上限 63 万円）
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

10. 高齢者の生きがいづくり支援サービス

1. 高齢者の生きがい講座支援事業

地域での学習活動を通し、健康づくりや生きがいづくりを促進する団体を支援します。

- **補助対象** 下記の内容に補助していきます。
 - ・介護予防に資するもの（認知症予防、介護予防）
 - ・陶芸・園芸など趣味創造活動に資するもの
 - ・文化、芸術活動に資するもの
 - ・運動、健康に関するもの など
- **対象団体** 65 歳以上の概ね 10 人以上で構成されるグループ等
- **補助金額** ①講師謝礼 5,000 円
②会場使用料 5,000 円
※上記が基準額ですが、対象経費が基準額より少ない場合は、その額が補助金額になります。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者が主体的に活動できる事業を実施する団体を支援します。

- **補助対象** 下記の内容に補助していきます。
 - ・地区の敬老会など高齢者のための事業
 - ・軽スポーツ大会
 - ・芸能大会
 - ・世代間交流事業（児童とのふれあい） など
- **対象団体** 地区公民館
- **補助金額** ①定額補助額 20,000 円
②参加人員加算額（70 歳以上の参加者× 500 円）
※上記が基準額ですが、対象経費が基準額より少ない場合は、その額が補助金額になります。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

3. あづみの活躍カレッジ（旧：安曇野市朗人大学）

高齢者の豊かな経験と優れた能力を地域社会に役立てていただくために、幅広い分野におよぶ教養講座・実践講義を通じて新たな仲間づくりと生きがいづくりを行なう大学です。

- **講座内容** 教養講座、実践講座など（5 月～翌年 3 月）月 1 回
- **対象者** 60 歳以上の受講意欲のある人
- **定員** 80 人
- **受講料金** 資料代として年間 5,000 円
※教材費が必要になる講座があります。
- **問い合わせ先** 安曇野市社会福祉協議会 電話 72-1871

4. アクティブシニアがんばろう事業補助金

健康増進や介護予防のために健康づくりの活動を定期的に行う団体を支援します。

- **補助対象** ・健康体操、軽体操、ウォーキング、ヨガ教室等で市民の運動機能の向上を目的とした事業
・囲碁、将棋、健康麻雀、歌、楽器、陶芸等で市民の介護予防の促進を目的とした事業
- **補助団体** 次の条件を全て満たす団体に補助します。
 - ・代表者が市内に住所を有していること。
 - ・会員のうち40歳以上の市民が8人以上含まれていること。
 - ・会員のうち65歳以上の市民が5割以上であること。
 - ・1か月に1回以上（年12回以上）の定期的な活動実績があること。
 - ・国・県・市から他の補助金の交付を受けていないこと。
 - ・市から当該団体に加入を希望している市民の受け入れの要請があったときは、原則として受け入れが可能であること。
- **補助金額** ①講師謝礼
②会場使用料
活動が月2回以上の団体 ①②の合計額の半額（上限12万円）
活動が月2回未満の団体 ①②の合計額の半額（上限6万円）
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 包括支援担当

5. 支え合い事業体制整備補助金

認知症カフェ、高齢者サロン、地域支え合い活動などの生活支援サービスの事業を始めたい団体に対し、備品購入等の立ち上げを支援します。

- **補助対象** ・認知症カフェ（認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場）
・高齢者サロン
- **対象団体** ①住民組織（区及び隣組に相当する地縁団体組織等）
②ボランティア団体
③NPO法人
④社会福祉法人
⑤介護事業者
- **補助金額** 1か所あたり対象経費の2分の1以内、上限額30万円
事業実施に必要な経費のうち、次に掲げるもの
①備品購入費（3年以上継続して使用することができるものに限る）
②施設改修費
※なお、補助対象経費と同一の経費に対して、別の補助金や交付金等を重複して受けることはできません。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 包括支援担当

11. 家庭介護者の高齢者福祉サービス

1. 家族介護用品購入助成券の交付

重度要介護高齢者を介護している家族等に、介護用品購入の際に利用できる助成券を交付します。

- 対 象 者 ①市民税非課税世帯の要介護4～5の高齢者を在宅介護している人
②上記の①以外で、要介護3～5の高齢者を在宅介護している人
- 助 成 券 ①の方は、1か月あたり5,000円分（年間最大60,000円を限度）
②の方は、1か月あたり1,000円分（年間最大12,000円を限度）
- 対 象 品 目 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、防水シート、清拭剤など
- そ の 他 利用できる店舗については、申請書提出後別途お知らせします。
- 問い合わせ先 高齢者介護課 包括支援担当

2. 要介護高齢者の介護慰労金の支給

在宅で、重度要介護高齢者を介護している人に慰労金を支給し、介護者の労をねぎらいます。

- 対 象 者 ※基準日は毎年9月1日
① 次の条件すべてにあてはまる人を、基準日前の1年間、180日以上自宅で介護されていた方。
・基準日現在、市内に住所を有している。
・65歳以上である。
・基準日前の1年間、継続して要介護3以上である。
② 次の条件すべてにあてはまる人を、基準日前の1年間、介護保険サービス等の利用をせず自宅で介護されていた方。
・基準日現在、市内に住所を有している。
・65歳以上である。
・基準日前の1年間、継続して要介護4以上である。
・市民税非課税世帯に属している。
- 支 給 金 額 ①の方は、年額 50,000円
②の方は、年額 100,000円
- 問い合わせ先 高齢者介護課 長寿福祉係

3. 緊急宿泊支援（緊急時のショートステイ）サービス

介護者が葬祭や急病などの理由により、急遽自宅で介護ができず宅老所等に宿泊を依頼されたときに費用の一部を補助します。

- サービス内容 緊急時、宅老所等の宿泊サービスの利用に対し、費用の一部を助成します。
- 補 助 対 象 介護者が葬儀、事故、出産等緊急時において一時的に要介護者を介護できない状況で、自費で宅老所等の宿泊サービスを利用した場合
- 補 助 金 額 要した費用（食費、送迎費、入浴費を除く）の8割、1泊につき4,000円を上限とします。（連続3泊以内）
- そ の 他 ・事前登録が必要です。
・対象となる宅老所等が限定されますので事前にお問い合わせください。
- 問い合わせ先 高齢者介護課 長寿福祉係

12. 高齢者の権利を守る制度

1. 法定後見制度

認知症などにより、判断能力が不十分な人の金銭管理や様々な契約などを成年後見人等が支援する制度です。成年後見人は、家庭裁判所により選任されます。

- **問い合わせ先** 安曇野市中部地域包括支援センター 電話 72-9986（直通）
安曇野市北部地域包括支援センター 電話 81-0760（直通）
安曇野市南部地域包括支援センター 電話 77-4007（直通）

【成年後見制度利用支援事業】

申立ての費用や成年後見人等の報酬を助成する事業です。対象者に用件がありますので詳細については担当までお問い合わせください。

- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 任意後見制度

判断能力が不十分になった時に備え、公正証書により将来援助をお願いしたい人（任意後見人）と任意後見契約を結んでおく制度です。判断能力が不十分になった時は契約に基づき任意後見人が支援します。

- **問い合わせ先** 安曇野市中部地域包括支援センター 電話 72-9986（直通）
安曇野市北部地域包括支援センター 電話 81-0760（直通）
安曇野市南部地域包括支援センター 電話 77-4007（直通）

こんなサービスもあります！

社会福祉協議会・『日常生活自立支援事業』

自分の判断能力に不安がある人の金銭管理のお手伝いや重要書類の保管および福祉サービス等の手続き代行をしています。

この事業についての詳細は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

- **問い合わせ先** 安曇野市社会福祉協議会（電話 72-1871）

3. 高齢者の虐待防止

高齢者への虐待や虐待を未然に防止するため、介護者の介護負担の軽減に関する相談・支援を地域包括支援センターが中心に行っています。

虐待に気づいた人には市への通報義務があります。（通報者は特定できないよう配慮します。）市は、通報を受けた場合、立ち入り調査などの事実確認をした上で、高齢者の保護にあたります。

■ 相談・通報先 【月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分】

安曇野市中部地域包括支援センター 電話 72-9986（直通）

安曇野市北部地域包括支援センター 電話 81-0760（直通）

安曇野市南部地域包括支援センター 電話 77-4007（直通）

【夜間・土日・祝日】

安曇野市役所 電話 71-2000（代表）

高齢者の虐待を防ぎましょう

こんなことが虐待になります。

- 身体的虐待 …… 叩く・蹴る・ベッドに縛りつける など
- ネグレクト …… 介護や世話の放棄・放任
- 心理的虐待 …… 自尊心を傷つけるような言動 など
- 性的虐待 …… 懲罰的に下半身などを裸にして放置する など
- 経済的虐待 …… 年金や預貯金を本人の意思に反して使用する など

介護は一人で抱え込まないで！

介護は毎日繰り返されることであり、介護者には肉体的にも精神的にもとても負担がかかります。介護保険などのさまざまなサービスや制度を上手に利用して、介護者自身の身体や心の健康も大切にしながら介護していきましょう。



13. 各種施設の利用サービス

1. 入浴料金割引券交付

高齢者の皆さんの外出する機会を増やし、健康の増進と社会参加を促進することを目的に入浴料金割引券を交付します。

- サービス内容 当該年度の4月1日現在、70歳以上の人を対象に200円の入浴料金割引券を年間12枚交付します。※割引券の交付を受けるには申請が必要です。
- 利用場所 市内の14施設（市に登録された入浴施設）で利用できます。
- 問い合わせ先 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 安曇野しゃくなげの湯「暖らんの湯」入浴料金割引交付事業

- サービス内容 その年の4月1日現在、市内に住所を有する、入浴時に介助が必要な以下のいずれかに該当する障がい者手帳を交付されている人。
 - ①視覚障がいの人
 - ②上肢または下肢の障がいをする人
 - ③体感の機能障がいにより歩行が困難な人および同程度以上の障害を有する人
 - ④療育手帳A1,A2または精神障害者保健福祉手帳1,2級を有する人
 - ⑤療育手帳B1,B2または精神障害者保健福祉手帳3級を有し、かつ医療機関または療育機関により入浴時に介助が必要と認められた人
- 割引料金 年間1回1,500円の割引券×48枚交付します。
ただし、利用時間は平日の午後1時から6時までのうち1時間です。
事前にしゃくなげの湯へ予約（電話88-4126）が必要です。
なお、1.入浴割引券（1枚200円）との重複利用はできません
- 問い合わせ先 障がい者支援課 障がい福祉担当

3. 福祉センターの利用

60歳以上の方及びその介助者の方を対象に各地区の福祉センターで無料の入浴施設などが利用できます。

施設名	所在地	電話
豊科老人福祉センター	豊科 4027-3	73-7143
穂高地域福祉センター	穂高 5808-1	82-2940
三郷福祉センター	三郷明盛 2198-1	77-8080
堀金老人福祉センター	堀金烏川 2132-6	73-5288
明科総合福祉センター	明科東川手 606-2	62-2429

14. 高齢者の入所施設（介護保険以外）

1. 養護老人ホーム

環境的な理由や経済的な理由によって在宅において生活することが困難な場合に、生活支援を受けたり、社会参加をするために必要な指導・訓練等が受けられます。

- **対 象 者** 原則 65 歳以上で環境上の理由や経済的な理由により、在宅において生活することが困難な人
※市老人ホーム入所判定委員会が入所の必要性を判断します。
- **利 用 料 金** 本人の収入および扶養義務者の課税状況により負担額が決まります。
- **そ の 他** 福祉事務所長が入所措置をします。（個人契約ではありません）身元引受人が必要となります。
- **入 所 施 設** 養護老人ホーム安曇寮、養護老人ホーム温心寮 など
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 軽費老人ホームA型・ケアハウス

家庭環境、住宅事情等により在宅において生活することが困難な人が、低額な利用料で日常生活の援助を受けながら生活を送ることができます。

- **対 象 者** 原則 60 歳以上で、自炊ができない程度の身体能力等の低下が認められる人（夫婦の場合は、一方の人が 60 歳未満でも入所可能です）独りで生活するには不安があり、家族の援助を受けることが困難な人
- **利 用 料 金** 前年の収入等に応じて金額が決まります。
※別途管理費が必要な場合あり
- **そ の 他** 施設内において、介護保険の在宅サービスを利用できます。（利用料は別途負担）
- **問い合わせ先** 詳細については各施設へ直接お問い合わせください。なお、web 等で「介護サービス公表システム」と検索すると施設が確認できます。

3. 有料老人ホーム（サービス付き高齢者住宅を含む）

いままでの生活スタイルを保ち、自分らしい生活を送ることができます。

- **対 象 者** 原則 60 歳以上で、自立をした生活ができる人（介護認定を受けている人でも入居可能です。）
- **利 用 料 金** 施設によって異なります。（入居一時金、管理費、食費、居住費など）
- **そ の 他** 形態は賃貸型又は分譲型の施設です。
介護保険の在宅サービスを利用できます。（利用料は別途負担）
- **問い合わせ先** 詳細については各施設へ直接お問い合わせください。なお、web 等で「介護サービス公表システム」と検索すると施設が確認できます。

15. 高齢者の医療

1. 後期高齢者医療

高齢者の皆さんが医療機関で受診した時の自己負担を軽くして、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

- **対 象 者** ① 75 歳以上の人
② 65 歳以上 75 歳未満で一定以上の障害等がある人で長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人
- **自 己 負 担** 医療費の 1 割、2 割または 3 割（所得に応じて自己負担が異なります。）
※ 1 か月の医療費が高額になった場合は、高額療養費として自己負担限度額を超えた分の払い戻しが受けられます。
※ 1 年間の医療費と介護保険サービス費の合計額が一定の自己負担限度額を超えた場合は、高額介護合算療養費として限度額を超えた分の払い戻しが受けられます。
- **保 険 料** 後期高齢者医療に加入する一人ひとりから保険料を納めていただきます。保険料額は所得に応じてご負担いただく「所得割額」と、等しくご負担いただく「均等割額」との合計額となります。
※ 所得額が一定の基準額より低い場合は保険料額の軽減措置が受けられます。
※ 社会保険などの扶養になっていた人は、保険料額の軽減措置が受けられます。
- **人間ドック等助成** 人間ドック・脳ドックの受診費用に対して助成があります。詳細については、国保年金課へお問い合わせください。
- **後期高齢者健診** 6 月から翌年の 2 月までの間、市内指定医療機関で実施します。（自己負担 1,000 円）希望者に受診券を送付しますので、国保年金課へご連絡ください。なお、人間ドック助成と重複して受けられません。
- **問い合わせ先** 国保年金課 国保年金担当 資格・保険料関係 電話 71-2475
人間ドック・健診関係 電話 71-2473
長野県後期高齢者医療広域連合 電話 026-229-5320

2. 福祉医療（障がい者）

医療機関や薬局で支払った医療費の自己負担分（保険診療分）について、次の給付を行い、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

- **対 象 者** ・ 身体障害者手帳 1 級から 3 級を持つ人
・ 療育手帳 A1,A2,B1,B2 を持つ人
・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級を持つ人（通院のみ）
・ 65 歳以上で一定以上の障がいがある人で後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人
- **利用方法及び給付方法** 県内の医療機関や薬局等の窓口で福祉医療費受給者証を保険者証と一緒に提示いただき、自己負担分を一旦お支払いください。後日、自己負担額から 1 レセプトあたり 500 円を差し引いた金額が振り込まれます。
※ 給付を受けるにはあらかじめ市に申請し、福祉医療費受給者証の交付を受ける必要があります。
※ 県外医療機関受診の場合は申請が必要となりますので、お問い合わせください。
- **問い合わせ先** 福祉課 福祉政策担当 電話 71-2253

16. 認知症ガイドブック

1. 認知症を理解する

認知症になっても何もわからなくなったり、何もできなくなるわけではありません。いろいろな原因で脳の細胞が壊れ、さまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態を認知症といいます。誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らすという「新しい認知症観」に基づき、共生社会の実現を目指します。

加 齢 によるもの忘れ

忘れっぽいことを「**自覚**」している。

目の前の人の「**名前**」が思い出せない。

物を置いた場所を「**思い出せない**」ことが時々ある。

「**ヒントがある**」と思い出せる。

認 知 症 による記憶障害

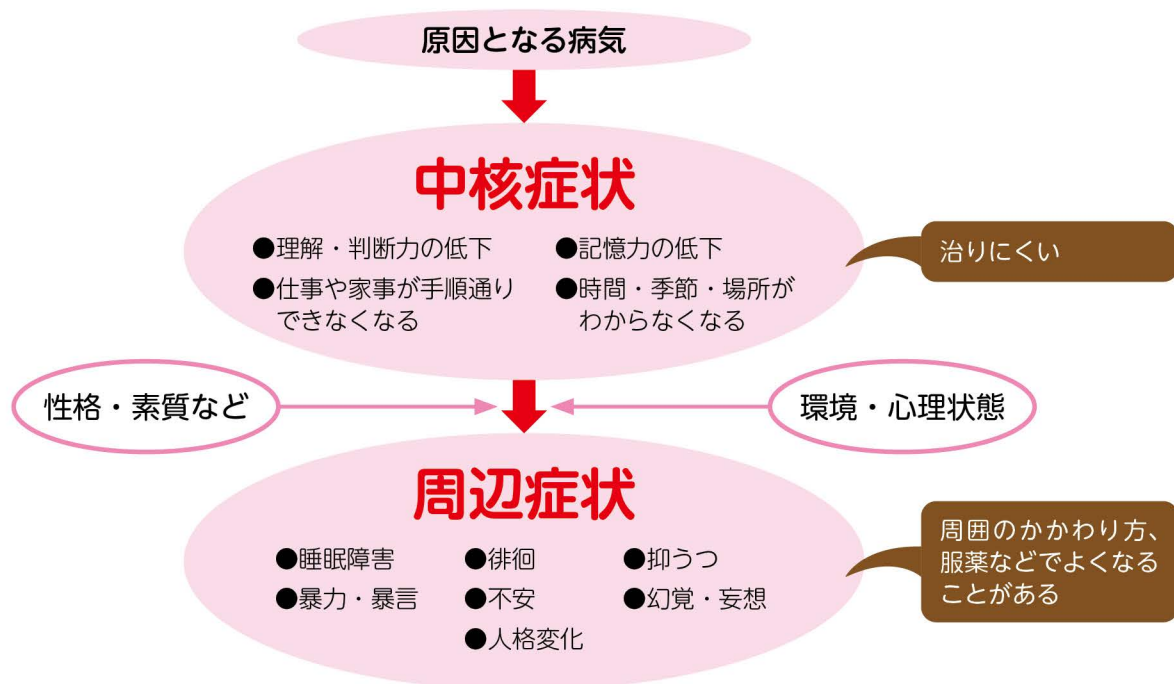
忘れた事の「**自覚がない**」。

目の前の人を見て「**誰なのか**」わからない。

置き忘れ・紛失が「**頻繁**」にある。

「**ヒントがあっても**」思い出せない。

認知症の主な症状



軽度認知障害 (MCI)

物忘れがあるが、日常生活に支障をきたす程度には至らない状態です。認知症の前駆症状とされ、年間10～30%の人が認知症に進行するといわれますが、脳の活性化を図ったり、運動や食生活などの対策をきちんと行うことで健常な状態にもどることがあります。

若年性認知症

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。働き盛りの世代で発症することも多く、ご本人だけでなく、ご家族の生活への影響が大きくなりやすい特徴があります。

2. 認知症の状態と支援制度

		元気なとき	認知症の疑い	見守りがあれば生活は自立
本人の様子		・趣味など通じて地域とつながる ・健康づくりや介護予防をする	・ものや人物の名前がでてこない ・計算間違いや漢字ミスが増える ・同じことを何度も話す、聞く ・不安や焦りがあり、怒りっぽくなる 	・服薬管理ができない ・電話での対応や訪問者の対応などが一人では難しい ・たびたび道に迷う ・置き忘れや、しまい忘れが増える
本人の気持ち			・モヤモヤとして何かおかしいと感じる ・今後の自分の状態が不安になってくる ・周りから「もっとしっかりして」と言われると苦しい	・つらい、かなしい、混乱 ・できなくてくやしい ・できないことも増えるが、できることもたくさんあることを知って欲しい
家族や介護者などの対応のポイント			・かかりつけ医、地域包括支援センターに相談する ・ミスや失敗を責めず、不安なことに共感する ・家庭内での役割を持ち、継続できるようにする ・本人にわかりやすくゆっくり説明する	・環境の急激な変化を避け、安心できる環境を整える ・訴えを否定せず、時には時間を置くことも必要 ・本人ができない部分をサポートする ・何でも相談できる人を見つけておく ・今までどおり外出したり、人に会う機会を持つ
		・将来の医療及びケアについて、本人を主体に、家族や医療・ケアチームで繰り返し話し合いを行う		
本人・家族を支援する主な制度やサービスの例	予防・交流	■認知症サポーター養成講座 (P45) ■運動や趣味などの活動：地区体操教室等の通いの場 (P51)、介護予防教室、ボランティア、あづみの活躍カレッジ (P34) など ■身近な交流の場にてかける：サロン、シニアクラブ ■認知症カフェ (オレンジカフェ) (P46)、家族の会など (P48)		
	医療		■相談や認知症の診断：かかりつけ医 (認知症相談医) (P48)、認知症初期集中支援チーム (P47)、	
	生活支援		■地域での見守りや助け合い：民生児童委員、警察、見守りシール (P45)、認知症見守りネットワーク (P46) ■在宅高齢者福祉サービス：緊急通報サービス (P32)、軽度生活支援 (P33) ■高齢者・障がい者の「地域見守り活動に関する連携協定」 (P52) 	
	介護保険		■在宅：ホームヘルプ (ヘルパーによる支援) (P14)、デイサービス (P16)、ショートステイ (P16)	
	権利擁護	■任意後見制度	■お金や財産の管理、契約：日常生活自立支援事業 (P37) ■成年後見制度 (P37)	
	住まい		■見守りがある中での生活：サービス	

・認知症は、早く気づいて対応することで、症状を軽減できたり、進行を遅らせたりすることができます。

生活を送るための支援が必要

常に介護が必要

- ・着替えや食事、トイレなどがうまくできない
- ・財布などを盗られたと言い出す
- ・自宅がわからなくなる
- ・季節、月日、時間がわからなくなる

- ・飲み込みが悪くなり食事に介助が必要
- ・言葉によるコミュニケーションが難しくなる
- ・ほぼ寝たきりで意思の疎通が難しい

- ・イライラ、ソワソワ、じっとしてられない
- ・できないことを怒らないでほしい
- ・誰かの役に立てるとうれしい

- ・症状が進んでも、何もわからない人だと思わないでほしい

- ・介護者の休息が必要になる、無理せず介護サービスを利用する
- ・本人の得意を生かし、その人らしい生活をいかに送れるようにするか考えていく
- ・本人ができることをほめる
- ・本人が怒ってしまう場合、話し方、伝え方を工夫する
- ・必要に応じて施設入所を検討する



(アドバンス・ケア・プランニング (ACP)) (P49)



認知症疾患医療センター (P47) (専門医による詳しい診断・治療方法の検討を行います) など



■家庭介護者の高齢者福祉サービス (P36): 重度要介護者の家庭介護慰労金の支給、家族介護用品購入助成 (重度要介護高齢者を介護している家族に紙おむつなどの介護用品購入の補助)

(施設などに短期宿泊)、リハビリ、訪問看護、福祉用具購入・貸与 (車いす・ベッドなど) (P18)、住宅改修 (手すりの取付けや段差解消など) (P17) など

■施設: 老人保健施設、特別養護老人ホームなど

付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、グループホームなど



3. 認知症の人を見守る・支える

※各事業についてのお問い合わせ・申し込みは高齢者介護課包括支援担当（電話 71-2474）まで

■ 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、身近に認知症の人やその家族がいたときは、そっと手助けするなどして温かく見守る応援者のことです。

講座はおおむね 1 時間半で、症状や認知症の方への接し方などについての内容です。地区公民館や団体、学校などの集まりで 5 名以上の団体からお申込みいただけます。

■ 見守りシール交付事業

本人の安全確保と、家族の精神的負担を軽減するため、認知症で行方不明になる恐れがある高齢者の方に「安曇野市見守りシール」を交付しています。

発見した人が QR コードを印刷したシールを読み取ることで、個人情報を開示せずに伝言板を介して家族と連絡をとることができます。



1 交付対象者

- (1) 65 歳以上の高齢者で認知症症状等により、外出時に行方不明になる可能性がある人
- (2) 40 歳以上 65 歳未満で主治医意見書で認知症と診断され、外出時に行方不明になる可能性のある人

2 使用方法

事前に高齢者介護課で個別情報の登録が必要となります。



共創未来

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼った QR コードが読み取られると、登録した家族へ瞬時に発見通知メールが届きます。

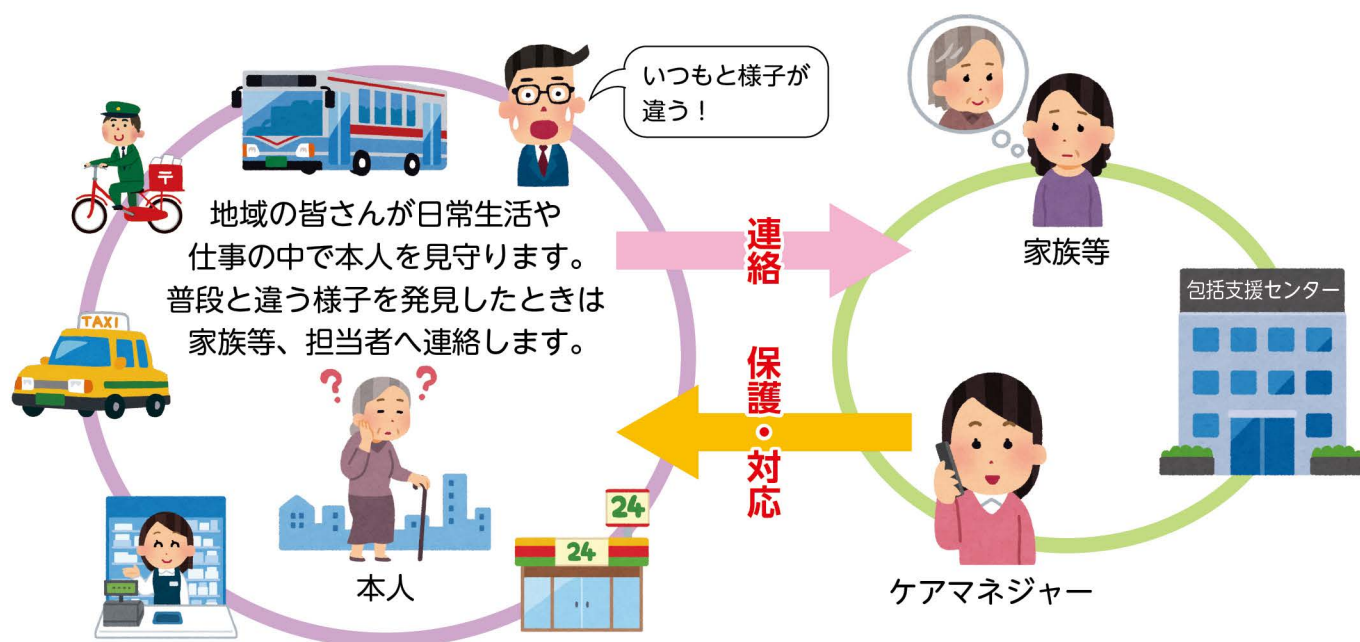
発見者は QR コードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対処方法が分かるので安心です。

チャット形式の伝言板だからやり取りは簡単です。

■ 認知症見守りネットワーク

本人の家族や介護者などの希望により、よく利用する店や周囲の人に病状などの本人の情報を提供し、外出の際に見守っていただく取り組みです。

認知症見守りネットワークのイメージ



■ 高齢者・障がい者の「安曇野市地域見守り活動に関する連携協定」

市内の民間業者、法人、団体の皆様と協定を結び、高齢者や障がい者の孤独死の防止や外出時の行方不明の発見及び事故防止等に努めるなど見守り活動を行っています。(P.52)

■ オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の本人や家族、地域の方等、どなたでも参加できる集いの場です。情報交換や仲間づくりの場所としても利用されています。参加ご希望の場合は、担当者までご連絡ください。

名称	住所（会場）	開催日時等	実施主体・担当者・連絡先
オレンジカフェ山吹	三郷明盛1491 ＜ロピテル一日市場＞	月1回 200円 (要問合せ)	社会福祉法人七つの鐘 河野さん 77－8800
からだ堂 オレンジカフェ	豊科5946-1 吉原ビル3階	第1・第3日曜日 500円 (送迎応相談)	からだ堂 吉原さん 50－7488
なないろカフェ	明科七貴4588	毎月17日 200円 (個別介護相談は要予約)	ななきの家 藤田さん・隠居さん 62－6212
サンクスオレンジカフェ	穂高有明9990-1	毎月第1土曜日 100円 (要問合せ)	サンクス 佐々木さん・高橋さん 88－8860
あんしんカフェ	豊科南穂高2728-1	月1回 500円 (要問合せ)	JA あづみくらしの助け合い ネットワークあんしん 三澤さん 71－2828

令和7年2月現在

※オレンジカフェ（認知症カフェ）を運営される場合、補助金の利用ができます。詳しくは包括支援担当までお問い合わせください。

4. 認知症に関する相談窓口

■ 地域包括支援センター

高齢者の福祉、医療、健康、介護など、さまざまな面で支援を行うための総合相談窓口です。認知症に関する相談も含め、高齢者や介護者の相談窓口です。

担当地域	地域包括支援センター	電話番号
豊科・明科	中部地域包括支援センター（市役所1階西）	72-9986
穂高	北部地域包括支援センター（穂高支所内）	81-0760
三郷・堀金	南部地域包括支援センター（三郷支所内）	77-4007

■ 認知症地域支援推進員

各地域包括支援センターに配置されています。認知症の知識を広めたり、認知症の人やその家族の理解者を増やして、地域で支える体制づくりを推進します。

■ 認知症初期集中支援チーム

■ 支援内容 認知症サポート医と医療・介護の専門職がチームとなり自宅へ訪問し、心配ごとや困っていることなどを聞き、今後の生活について、本人や家族と一緒に考えます。介護サービスの導入や医療機関への受診勧奨など、おおむね6か月の集中的な支援を行います。

■ 対象者 在宅で生活している原則40歳以上の市民で、認知症が疑われる人、または認知症と診断されている人で、次の①、②どちらかに当てはまる人

①医療機関の受診や介護サービスを受けていない、あるいは中断している

②医療や介護のサービスは利用しているが、今後の方向性について悩んでいる

■ 相談会(予約制) 認知症に関する相談に、認知症初期集中支援チームの医師が応じます。相談者は家族、関係者（ケアマネジャー）等、どなたでも可能です。詳しくは地域包括支援センターまでお問い合わせください。

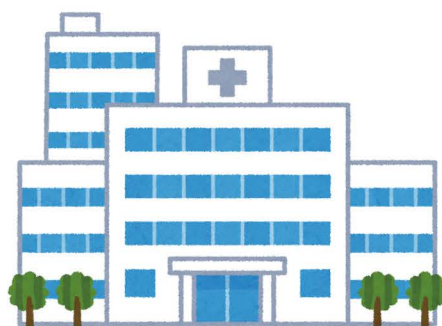
■ 医療機関

1. 認知症疾患医療センター

認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、県が指定する病院に設置しています。保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する専門相談・鑑別診断などを行う専門医療機関です。

■ 安曇野市近隣の認知症疾患医療センター

医療機関名	所在地	電話番号
城西病院	松本市城西1-5-16	0263-32-1338
北アルプス医療センター あづみ病院	北安曇郡池田町池田3207-1	0261-61-1190



2. 認知症サポート医

国が指定する研修を受け、介護との連携の推進役となる医師です。

■認知症サポート医がいる市内の医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
あさひ内科クリニック	豊科877-4	0263-50-8075
安曇野赤十字病院	豊科5685	0263-72-3170
篠崎医院豊科診療所	豊科高家5089-1	0263-71-6311
あづみ野メンタルクリニック	穂高5777-1	0263-87-7286
ミサトピア小倉病院	三郷小倉6086-2	0263-33-6400
ももせクリニック	三郷温2645-3	0263-77-1188
安曇野ななき診療所	明科七貴4588-1	0263-31-5779

参考：長野県ホームページ 認知症相談医及び認知症サポート医（令和6年11月現在）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/kenko/seishin/ninchisyou-drkensyuu.html>



■認知症の人と家族の会

本人、介護家族のつどいや電話相談を実施しています。

■問い合わせ先 長野県支部 電話 026-293-0379（月～金 9時～12時）

■若年性認知症コーディネーター

若年性認知症の人のニーズにあった関係機関やサービス担当者との調整役で本人や家族の支援をワンストップで行います。

■問い合わせ先 長野県若年性認知症コールセンター 電話 0263-31-5006（月～金 13時～20時）

“自然の成り行き”だからしょうがない。今聞いたこともすぐに忘れてしまう。昔のことはよみがえる。

本人が家にずっといると気が張ってしまう。不安ばかりが先走って良いことが浮かばない。

今まで出来たことができない。昔に戻ってしまうことがある。もう少しより添うことが出来ればいいと思う。

本人・家族の声



なったらなっただしょうがない。

誰でもなり得るこの問題。周りの理解が重要と思います。

初めてのことで、まだ若いのに、まさかこんなことになるとは思っていなかった。

別に悪気があるわけではないので、しょうがないかと・・・
但し家族は大変ですが。

最初に起こることが全ての始まり。その時に考えなければいけなかった。早くに認知症に気づいて医者にかかればよかった。

R6 年安曇野市オレンジキャンペーン
パネル展示より抜粋

17. 在宅医療

1. 在宅医療・介護連携相談窓口

訪問診療を行っている医療機関などの情報提供や、在宅医療と介護の連携に関する困りごとの相談などに、在宅医療コーディネーターが応じます。

■ **受付時間**：平日 9:00～17:00（年末年始・祝日を除く）

■ **相談対象**：医療・介護関係者の方

※市民の方からの相談は受け付けておりません。市民の方はお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

■ **事業内容**：地域で訪問診療をしてくれる医療機関のこと
多職種との連携で困っていること
医療的ケアが必要な方への退院支援のこと など

2. アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発

もしものときのために、自身が望む医療や介護について、前もって考え周囲の人たちと話しあって共有する「アドバンス・ケア・プランニング」の取組を進めます。

■ **関連情報**：厚生労働省「人生会議をしてみませんか」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html



長野県在宅医療推進連絡協議会「人生会議を開きましょう」

<https://www.nagano.med.or.jp/upload/20210322152801102.pdf>



3. エンディングノートの普及啓発

病気や介護、終末期医療、死後の葬儀等についての希望や意向を整理し、その思いを家族や大切な方と共有するための手段として「エンディングノート」の取組を進めます。

■ **関連情報**：長野地方法務局 / 長野県司法書士会「エンディングノート」

<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/content/001364020.pdf>



※ 1～3の問い合わせ先 高齢者介護課 包括支援担当 電話 71-2474

18. その他のサービス

1. 郵便等による不在者投票制度

選挙の際、投票所へ行くことができない場合は郵便等で投票できます。

【対象者】

	障害名	障害の程度		
		1 級	2 級	3 級
身体障害者 手帳	両下肢、体幹、移動機能	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
	免疫、肝臓	○	○	○

	障害名	障害の程度			
		特別項症	第 1 項症	第 2 項症	第 3 項症
戦傷病者 手帳	両下肢、体幹	○	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○
介護保険の 被保険者証	要介護状態区分				
	要介護 5				

※郵便投票を希望される場合は、あらかじめ選挙委員会に申請する必要があります

また、上記の対象者以外にも対象となる方がいます。詳細については市選挙委員会事務局までお問い合わせください。

◆その他 代理記載人による代筆の制度や、福祉施設入所者の不在者投票制度もあります。

《問い合わせ先》市選挙管理委員会事務局 電話 71-2031



2. 地域にある「通いの場・生活支援サービス」の相談

■「通いの場・生活支援サービスガイドブック」

市内の体操や趣味活動などの通いの場やゴミ出しなどの生活支援サービス・ボランティアなどの情報を掲載した「通いの場・生活支援サービスガイドブック」を配布しています。ガイドブックは下記お問い合わせ先の窓口や市 HP に掲載しています。



市 HP

<https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/27/110237.html>

■生活支援コーディネーター

高齢者等が抱える地域の悩み・困りごとを生活支援コーディネーターに相談することができます。生活支援コーディネーターは相談者と一緒に解決策を探します。



ふむふむ...

生活支援コーディネーターは、地域に出向き、地域の中でどんな活動や支え合いがあるのか、どんなことに困っているのかを把握し、サロン活動の活性化や新たな生活支援づくりをお手伝いします。

市では、市全域を第1層、市内5地域（豊科地域、穂高地域、三郷地域、堀金地域、明科地域）を第2層とし、それぞれにコーディネーターを配置し、活動をしています。



みつける！
はぐくむ！
つなげる！

■問い合わせ先（生活支援コーディネーター所属・連絡先）

安曇野市：高齢者介護課	包括支援担当	電話 71-2474
豊科地域：NPO 法人 JA あづみくらしの助け合いネットワークあんしん		電話 71-2828
穂高地域：社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会	穂高支所	電話 82-2940
三郷地域：社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会	三郷支所	電話 77-8080
堀金地域：社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会	堀金支所	電話 73-5288
明科地域：社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会	明科支所	電話 62-2429

■協議体

生活支援コーディネーターを支えるとともに、さまざまな立場の人たち（NPO 法人、シルバー、地区社協、民生委員など）が一緒になって支え合いの地域づくりに向けて協議する場である「協議体」を市内5地域に設置しています。地域にあるつながりを大切に、地域課題に対して、必要な活動等を考えながら、さまざまな団体と協働・連携した新たな取組を進めています。

みつける！
はぐくむ！
つくる！
つなげる！



生活支援コーディネーターや協議体は「高齢者が地域で安心して自分らしく暮らせることを目的に、住民同士の支え合いを推進」するため、「生活支援体制整備事業」において市が実施しています。なお、個人情報とは適正に管理します。

3. 安曇野市地域見守り活動に関する連携協定

市では、高齢者や障がい者の事故防止や徘徊時の早期発見等に努めるため、様々な民間事業者、法人、団体の皆様と見守り活動の連携協定を締結しています。

■ 活動内容

日常業務や近所づきあい等で高齢者等宅を訪問した際に、次のような異変を察知した場合は、市に連絡する見守り活動を実施します。なお、緊急時には警察署や消防署に通報します。

- ・数日にわたって玄関又は郵便受けに新聞、郵便物等がたまっている
- ・数日にわたって庭先に洗濯物が干したままである
- ・数日にわたって夜間に屋内の電灯が点灯しない
- ・日中、電灯が点灯したままであること
- ・その他日常と明らかに様子が違う状況が見受けられること



市は、協定に基づく連絡を受けた場合は、速やかに安否確認を行うほか、日頃からの見守りや支援が必要だと判断される高齢者等には、民生児童委員と連携し、必要な支援を行います。

■ 協定締結団体一覧（33 団体）

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| ・ 一般社団法人安曇野市医師会 | ・ 安曇野市在宅医療連携推進協議会 |
| ・ 安曇野市歯科医師会 | ・ 安曇野市薬剤師会 |
| ・ 安曇野市区長会 | ・ 安曇野市民生児童委員協議会 |
| ・ 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会 | ・ 安曇野市介護保険事業所連絡協議会 |
| ・ 特定非営利活動法人 JA あづみ | ・ 安曇野市内郵便局 |
| くらしの助け合いネットワーク あんしん | ・ 有限会社小林商事 |
| ・ 特定非営利活動法人コミュニティーケアサポート | ・ 有限会社宗明会 |
| ・ 株式会社長野環境システム | ・ 長野ダイハツ販売株式会社 |
| ・ 株式会社ペーパー・シャワーズまかせて安曇野 | ・ 特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会 |
| ・ 株式会社 TS ファーマーシー | ・ ウエルシア安曇野豊科店 |
| ・ 株式会社八十二銀行 穂高支店 | ・ 第一生命保険株式会社 |
| ・ 株式会社デリシア | ・ 株式会社長野銀行 豊科支店 |
| ・ NTP トヨタ信州株式会社 安曇野店 | ・ 生活協同組合コープながの |
| ・ おきに合同会社 | ・ 中北薬品株式会社 |
| ・ 株式会社スズケン 長野営業部 塩尻支店 | ・ 安曇野市新聞販売店会 |
| ・ 明治安田生命保険相互会社 松本支社 安曇野営業所 | ・ ヤマト運輸株式会社 松本主管支店 |
| ・ まごころ弁当松本あづみ野本店 | ・ 株式会社カーブスジャパン |

令和6年12月時点

■ 問い合わせ先（登録等に関すること）

この活動にご協力いただける団体の皆様のご連絡をお待ちしています。随時受付しています。
高齢者介護課 包括支援担当 電話 71-2474

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

安曇野市医療と介護の 連携マップ

令和6年12月末時点で許可が
得られた施設を掲載しています。

市内介護保険事業所

※地域別 50 音順

50音	番号	事業所名	住所	電話番号	業種	頁
豊科地域						
あ	1	安曇野北訪問看護ステーション	豊科 5637-15	73-0033	訪問看護	84
	2	安曇野市社協居宅介護支援センター	豊科 4160-1	71-5735	居宅介護支援	78
	3	安曇野市社協デイサービスセンター 豊科	豊科 4160-1	72-6464	通所介護・相当サービス	78
	4	安曇野赤十字病院 居宅介護支援事業所	豊科 5685	72-3170	居宅介護支援	84
	5	安曇野赤十字 訪問看護ステーション	豊科 5685	73-0200	訪問看護	84
	6	安曇野メディア	豊科 5633-1	73-5800	訪問リハビリテーション	84
う	7	ウィズ豊科	豊科 5288-3	71-2207	特定施設入居者生活介護	77
お	8	オフィスリビング	豊科田沢 4642-3	74-6312	居宅介護支援	78
か	9	介護老人福祉施設 たきべ野	豊科高家 5090-1	71-4165	短期入所生活介護・介護老人福祉施設（特養）	82
	10	介護老人保健施設 あずみの里	豊科高家 5285-11	73-0331	通所リハビリテーション	82
	11	介護老人保健施設 安曇野メディア	豊科 5633-1	73-5800	介護老人保健施設・短期入所療養介護	84
	12	看護小規模多機能 集皆所ひだまり	豊科高家 781-1	71-2780	看護小規模多機能型居宅介護	82
	13	看護小規模多機能集皆所 ひだまり訪問看護ステーション	豊科高家 781-1	71-2780	訪問看護ステーション	82
き	14	居宅介護支援事業所 風を詠む	豊科南穂高 442-7	71-3277	居宅介護支援	77
	15	居宅介護支援事業所 たきべ野	豊科高家 5090-1	71-4132	居宅介護支援	82
	16	居宅介護支援事業所 和	豊科 5179-1	72-2884	居宅介護支援	77
く	17	暮らし・ケア IT までな	豊科 2248-1	080-4891-5190	居宅介護支援	77
	18	グループホーム安曇野	豊科 4383-1	88-3662	認知症対応型グループホーム	84
	19	グループホーム 恵	豊科 94-1	50-6817	認知症対応型グループホーム	82
	20	グループホーム とよしな敬老園	豊科 4749-1	71-1865	認知症対応型グループホーム	84
	21	グループホーム ひだまりの里とよしな	豊科高家 782-2	71-5539	認知症対応型グループホーム	82
け	22	ケアハウス あずみの里	豊科高家 5285-11	71-2300	特定施設入居者生活介護	82
	23	ケアプランニングオフィスさらん	豊科 4021-9 レジデンス吉野 1 B	72-8806	居宅介護支援	77
	24	ケアプランわらわ	豊科高家 5809-1	71-2525	居宅介護支援	82
こ	25	古民家デイサービスにじいろ	豊科 4482-1	87-5586	地域密着型通所介護・相当サービス	84
さ	26	サクラケア 安曇野店	豊科 4198-5	73-1117	福祉用具貸与・販売指定事業所	78
し	27	JA あづみあんしんの里「南穂高」	豊科南穂高 2728-5	73-0550	通所介護・相当サービス	77
	28	JA あづみくらしの助け合いネットワーク あんしん	豊科南穂高 2728-1	71-2828	総合事業通所型 A サービス・訪問型 A サービス	77
	29	JA あづみ指定居宅介護支援事業所	豊科南穂高 2728-1	87-0380	居宅介護支援	77
	30	JA あづみ指定訪問介護事業所	豊科南穂高 2728-1	72-2148	訪問介護・相当サービス	77
	31	指定介護老人福祉施設孝明豊科館	豊科南穂高 5771	71-2236	介護老人福祉施設（特養）	73
	32	篠崎訪問看護ステーション	豊科高家 5089-1	71-6317	訪問看護	82
	33	十字屋リース株式会社 安曇野営業所	豊科 4877-1 DM1 号館 1F B 室	88-9256	福祉用具貸与・販売指定事業所	84
	34	小規模多機能サテライト 見岳荘～はなみずき～	豊科 4701-6	87-8232	小規模多機能型居宅介護	84
せ	35	せいら ケアステーション	豊科 4469	50-4035	訪問介護・相当サービス・A サービス	84
そ	36	相談支援センター集（つどい）	豊科 2210-10	55-6829	居宅介護支援	77
た	37	短期入所生活介護孝明豊科館	豊科南穂高 5771	71-2236	短期入所生活介護	73

50音	番号	事業所名	住所	電話番号	業種	頁
た	38	短時間型介護予防サービスからだ堂	豊科 5946-1	50-7488	総合事業通所型 A サービス	84
ち	39	ちえの和ショートステイ	豊科 5179-1	71-6844	短期入所生活介護（基準該当）	77
	40	ちえの和デイサービス	豊科 5179-1	71-6844	地域密着型通所介護・相当サービス	77
て	41	デイサービス いいせ新宅	豊科高家 5809-1	71-2525	地域密着型通所介護・相当サービス	82
	42	デイサービス 風彩	豊科南穂高 442-7	71-3278	地域密着型通所介護・相当サービス	77
	43	デイサービス きたえるーむ安曇野	豊科 4260-1	87-0191	地域密着型通所介護・相当サービス	84
	44	デイサービス きらく	豊科 457-9	72-3213	地域密着型通所介護	81
	45	デイサービスセンター いこいの家たきべ野	豊科高家 5090-1	71-4165	通所介護・相当サービス	82
	46	デイサービス オリオリゾート安曇野	豊科 3966-41	73-1331	通所介護・相当サービス	78
と	47	特別養護老人ホーム あずみの里	豊科高家 5285-11	71-2322	介護老人福祉施設（特養）・短期入所生活介護	82
	48	特別養護老人ホーム 豊岳荘	豊科南穂高 817-1	72-2023	介護老人福祉施設（特養）・短期入所生活介護	78
	49	とよしな	豊科 5633-1	71-4624	居宅介護支援事業者	84
に	50	ニチケアセンター安曇野光	豊科田沢 4599-1	71-2517	通所介護・通所介護相当サービス・訪問介護・訪問介護相当サービス	78
ふ	51	福祉サポートさくら坂	豊科光 1708-41	71-2842	居宅介護支援	74
	52	フローレンスとよしな	豊科南穂高 2758	87-7030	特定施設入居者生活介護	78
へ	53	ヘルパーステーション あずみの里	豊科高家 5285-11	71-2311	訪問介護・相当サービス	82
	54	ヘルパーステーション にじいろ	豊科 4482-1	87-5586	訪問介護・相当サービス	84
ほ	55	訪問介護サービスからだ堂	豊科 5946-1	72-5535	訪問介護・相当サービス	84
	56	訪問介護事業所 きずな安曇野店	豊科 4681-26	50-6786	訪問介護・相当サービス	84
	57	訪問看護ステーション あやめ安曇野	豊科 4757	88-2774	訪問看護	84
	58	ほっと・はあとヘルパーステーションほたか	豊科 5274-1	87-5350	訪問介護・相当サービス・A サービス	77
	59	ほっとひだまり	豊科高家 781-1	73-2086	居宅介護支援	82
ま	60	マルヤ介護ショップほほえみ安曇野店	豊科 5703-15	50-6701	福祉用具貸与・販売指定事業所	84
ゆ	61	ユニット型指定介護老人福祉施設 孝明豊科館	豊科南穂高 5771	71-2236	介護老人福祉施設（特養）	73
よ	62	寄合所えにしや	豊科高家 4526	71-2788	認知症対応型通所介護（デイサービス）	78
り	63	リハビリデイサービスぽっかぽか豊科	豊科南穂高 1228-3	88-7122	地域密着型通所介護・相当サービス・A サービス	78
ろ	64	老人保健施設あずみの里	豊科高家 5285-11	71-2300	介護老人保健施設・短期入所療養介護	82
穂高地域						
あ	65	相澤居宅介護支援事業所あずみの	穂高 787	31-3171	居宅介護支援	73
	66	相澤通所リハビリテーションあずみの	穂高 787	31-0535	通所リハビリテーション	73
	67	相澤訪問看護ステーションひまわり安曇野	穂高 787	31-3171	訪問看護	73
	68	安曇野市社協デイサービスセンター 穂高	穂高 5808-1	82-0330	通所介護・相当サービス	72
	69	安曇野市社協訪問看護ステーション	穂高 5808-1	82-1519	訪問看護	72
	70	安曇野市社協ホームヘルプセンター 北部	穂高 5808-1	82-2947	訪問介護・相当サービス・A サービス	72
	71	有明苑	穂高有明 7261-3	83-7735	介護老人保健施設・短期入所療養介護	67
い	72	いやしろ地えんじゅ	穂高有明 2181-13	83-7069	地域密着型通所介護・相当サービス	67
う	73	ウィズ安曇野	穂高柏原 4565-1	87-7591	特定施設入居者生活介護	76
か	74	介護付き有料老人ホームむつみの郷ほたか	穂高北穂高 2667-2	82-1696	特定施設入居者生活介護	68

50音	番号	事業所名	住所	電話番号	業種	頁
か	75	介護老人保健施設 有明苑	穂高有明 7261-3	83-7735	通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション	67
	76	介護老人保健施設 孝穂館	穂高北穂高 2531-3	82-1323	介護老人保健施設・短期入所療養介護・通所リハビリテーション	69
	77	かぐや姫 居宅介護支援事業所	穂高 6071-9	88-2803	居宅介護支援	83
き	78	居宅介護支援事業所 アイ・ユーほたか	穂高 4563-7	84-0202	居宅介護支援	83
	79	居宅介護支援事業所 あず	穂高柏原 1542-6	87-5272	居宅介護支援	73
	80	居宅介護支援事業所 あづみの	穂高北穂高 1716-1	81-1222	居宅介護支援	68
	81	居宅介護支援事業所 こうしゅう穂高	穂高 6571	87-7018	居宅介護支援	83
く	82	グループホーム かじか庵	穂高北穂高 2531-3	82-1323	認知症対応型グループホーム	69
	83	グループホーム さくら	穂高 5699-1	31-5862	認知症対応型グループホーム	73
け	84	ケアプラン すみれ	穂高 1380 はうすあづみ A 棟 106 号	87-8108	居宅介護支援	73
	85	ケアプラン とまり木	穂高有明 1836-2	070-4468-3362	居宅介護支援	68
	86	ケアプラン なかむら	穂高柏原 1425-1	87-6588	居宅介護支援	73
こ	87	孝明居宅介護支援事業所	穂高北穂高 2531-3	82-1323	居宅介護支援	69
	88	古民家デイサービス匠	穂高有明 1836-2	87-8443	地域密着型通所介護・相当サービス	68
さ	89	サックスあんしんサポ	穂高有明 9990-1	88-6621	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72
	90	サックス居宅介護支援事業所	穂高有明 9990-1	88-6855	居宅介護支援	72
	91	サックス小規模多機能型居宅介護やすらぎ	穂高有明 9990-1	88-8845	小規模多機能型居宅介護	72
	92	サックスデイサービスさいわい	穂高有明 9990-1	88-6868	地域密着型通所介護・相当サービス	72
	93	サックスホームヘルプステーション	穂高有明 9990-1	88-6621	訪問介護・相当サービス	72
し	94	シャルールサロンさらん	穂高有明 3131-3	83-4877	地域密着型通所介護	71
	95	小規模多機能型居宅介護 かりん	穂高 5699-1	31-5863	小規模多機能型居宅介護	73
	96	ショートステイ 燦々ひまわり	穂高北穂高 1716-1	81-0611	短期入所生活介護(ショートステイ)	68
	97	ショートステイ 穂高苑	穂高有明 3074-4	31-0837	短期入所生活介護	67
す	98	すずらん	穂高 5620-1	81-3700	地域密着型通所介護・相当サービス	83
	99	すみれヘルプステーション	穂高 1380 はうすあづみ A 棟 106 号	87-8108	訪問介護・相当サービス・A サービス	73
た	100	宅幼老所 なかむら	穂高柏原 1425-1	82-3533	地域密着型通所介護・相当サービス	73
	101	宅老所 笑楽	穂高有明 460-5	31-6737	地域密着型通所介護・相当サービス	68
	102	宅老所 ひまわり	穂高北穂高 1716-1	81-0611	通所介護・相当サービス	68
	103	デイサービス きたえるーむ安曇野穂高	穂高 6665-6	87-6270	地域密着型通所介護・相当サービス	83
	104	デイサービス はるあ	穂高有明 2099-30	31-6836	地域密着型通所介護・相当サービス	68
	105	デイサービス 宝城	穂高有明 7267-10	87-7861	地域密着型通所介護・相当サービス	67
	106	デイサービス むらやま	穂高 4563-7	82-2612	地域密着型通所介護・相当サービス	83
と	107	特別養護老人ホーム 豊里苑	穂高有明 8090	31-0837	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	71
	108	特別養護老人ホーム 穂高苑	穂高有明 3074-4	31-0837	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	67
	109	特別養護老人ホーム ライフ穂高	穂高 6571	87-7618	介護老人福祉施設(特養)・短期入所生活介護	83
と	110	トレーニングと整体の「りふろぎ」	穂高 996-3	74-2612	地域密着型通所介護	73

50音	番号	事業所名	住所	電話番号	業種	頁
ふ	111	ふぁーすとステーション追分	穂高北穂高 2982-5	82-2129	訪問看護・相当サービス	68
へ	112	ヘルパーステーション アイ・ユーほたか	穂高 4563-7	84-0303	訪問介護・相当サービス	83
	113	ヘルパーステーション アルメリア	穂高有明 5718-202	55-5167	訪問介護・相当サービス・A サービス	68
	114	ヘルパーステーション 桜歌	穂高有明 1836-2	87-8443	訪問介護	68
	115	ヘルパーステーション ひまわり	穂高北穂高 3000-1	88-3351	訪問介護・相当サービス	68
	116	ヘルパーステーション ゆうり	穂高北穂高 1932-2	87-8370	訪問介護・相当サービス	69
ほ	117	訪問介護事業所 安曇寮	穂高 4790	82-2333	訪問介護	73
	118	訪問介護ステーション アリス	穂高柏原 1707-4 ハイツ柏原A棟 103号	87-7409	訪問介護・相当サービス	73
	119	訪問介護ステーション うたたね	穂高 5972-1 白い館ビル 101	50-6049	訪問介護・相当サービス	83
	120	訪問看護ステーション アイ・ユーほたか	穂高 4563-7	84-0266	訪問看護	83
	121	訪問看護ステーション わらわ	穂高 8307-3	88-3951	訪問看護	72
	122	穂高苑デイサービスセンター	穂高有明 3074-4	31-0837	通所介護・相当サービス	67
	123	穂高病院	穂高 4634	82-2474	訪問リハビリテーション	83
	124	穂高病院訪問看護ステーション ふるる	穂高 4634	31-3200	訪問看護	83
	125	ほっとハウス・ほたかの家	穂高柏原 2831-26	87-3835	認知症対応型グループホーム	72
り	126	リハビリセンター アライブ	穂高 451-1	50-4139	地域密着型通所介護・相当サービス・A サービス	73
三郷地域						
あ	127	安曇野市社協デイサービスセンター 三郷	三郷明盛 2198-1	77-9099	通所介護・相当サービス	81
	128	安曇野市社協ホームヘルプセンター 南部	三郷明盛 2198-1	77-6606	訪問介護・相当サービス・A サービス	81
	129	安曇野南介護相談センター	三郷明盛 1491	77-6776	居宅介護支援	81
	130	安曇野南訪問介護ステーション	三郷明盛 1491	76-5510	訪問介護・相当サービス・A サービス	81
	131	安曇野南訪問看護ステーション	三郷小倉 6086-2 (三郷ピア小倉病院内)	77-6666	訪問看護	79
	132	あんずの木居宅介護支援事業所	三郷明盛 1615 番地 2F	50-7781	居宅介護支援	81
え	133	縁側処だいい	三郷明盛 4633	82-3200	認知症対応型通所介護・A サービス	81
お	134	小倉デイサービスセンター	三郷小倉 6079-1	87-7702	通所介護・相当サービス	79
	135	小倉メナー	三郷小倉 6079-1	77-8800	介護老人福祉施設(特養)・短期入所生活介護	79
き	136	居宅介護支援センターまがりっと	三郷温 2195-1 カーサナガオ 106	88-6990	居宅介護支援	81
し	137	JA あづみあんしんの里「楡」	三郷温 5798-3	76-0155	認知症対応型通所介護(デイサービス)	81
て	138	デイサービス安曇野サファイアテラス	三郷明盛 672-1	87-3210	通所介護・相当サービス	82
	139	デイサービス いいせ瓦や	三郷温 489-2	88-3290	通所介護	80
	140	デイサービス クローバー安曇野	三郷温 4898-8	88-3993	地域密着型通所介護	80
	141	デイサービス 彩香	三郷温 2399	55-3494	地域密着型通所介護・相当サービス	81
	142	デイサービスセンター 山吹	三郷明盛 1491 (ロピテル一日市場1F)	76-5010	通所介護・相当サービス	81
	143	デイサービス まがりっと太田屋	三郷温 2193-1	50-8775	地域密着型通所介護・相当サービス	81
	144	デイホーム楓	三郷温 3399-3	77-9290	認知症対応型通所介護(デイサービス)	81
な	145	なでしこ	三郷温 2517	76-5151	認知症対応型グループホーム	81
へ	146	ヘルパーステーション いいせ	三郷温489-2	88-3290	訪問介護	80
	147	ヘルパーステーション まがりっと	三郷温 2193-1	50-5160	訪問介護・相当サービス・A サービス	81

50音	番号	事業所名	住所	電話番号	業種	頁
ほ	148	訪問看護ステーション れんげそう	三郷温 4372-42	87-3818	訪問看護	80
	149	ほっとハウス みさとの家	三郷温 2038-6	50-8078	認知症対応型グループホーム	81
堀金地域						
あ	150	安曇野市社協デイサービスセンター 堀金	堀金烏川 2132-4	72-0032	通所介護・相当サービス	76
	151	アトリエつむぎ	堀金烏川 703-9	88-5182	地域密着型通所介護・相当サービス	75
き	152	居宅介護支援事業所 こだま	堀金烏川 1079-1	88-3550	居宅介護支援	75
く	153	グループホーム かたくり	堀金烏川 5464-3	71-2448	認知症対応型グループホーム	76
け	154	ケアサポート きずな	堀金烏川 5119	87-8016	居宅介護支援	76
し	155	小規模多機能型複合福祉施設 見岳荘けやき	堀金烏川 368-1	88-3681	小規模多機能型居宅介護	75
と	156	特別養護老人ホーム 常念荘	堀金烏川 2048-2	72-3611	介護老人福祉施設（特養）・短期入所生活介護	76
へ	157	ヘルパーステーション きずな	堀金烏川 5119	87-8206	訪問介護・相当サービス	76
ほ	158	訪問看護ステーション きずな	堀金烏川 5119	87-8016	訪問看護	76
	159	訪問看護ステーション つばさ	堀金烏川 1079-1	88-3550	訪問看護	75
	160	訪問介護ステーション みどり	堀金烏川 1079-1	88-3550	訪問介護・相当サービス・A サービス	75
明科地域						
あ	161	愛光苑安曇野サポートセンター	明科中川手 147-2 (愛光苑あづみの内)	88-7676	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護看護	74
	162	安曇野市社協デイサービスセンター 明科	明科東川手 606-2	81-2281	通所介護・相当サービス	70
	163	安曇野市社協ホームヘルプセンター 東部	明科東川手 606-2	62-2429	訪問介護・相当サービス・A サービス	70
し	164	小規模多機能型居宅介護 ななきの家	明科七貴 4588-1	62-6212	小規模多機能型居宅介護	69
せ	165	設備工業宅老所ななきの里	明科七貴 9052-4	88-5435	地域密着型通所介護	70
た	166	短期入所生活介護孝明館	明科七貴 3681	62-5880	短期入所生活介護	69
て	167	デイサービス ちゃお	明科中川手 4458・4460-1	31-5872	地域密着型通所介護・相当サービス	70
と	168	特別養護老人ホーム 孝明館	明科七貴 3681	62-5880	介護老人福祉施設（特養）	69
へ	169	ヘルパーステーション アモレ	明科中川手 4460-1	62-3560	訪問介護・相当サービス	70
	170	ヘルパーステーション 楓	明科中川手 1668-2	62-6662	訪問介護・相当サービス	74
ほ	171	ほっとハウス あかしの家	明科中川手 4246-1	50-6294	認知症対応型グループホーム	70
	172	よりどころうらら	明科七貴 5645-5	31-3979	地域密着型通所介護・相当サービス	69



市内薬局

※地域別 50 音順

50音	番号	事業所名	住所	電話番号	在宅訪問サービス	頁
豊科地域						
あ	1	あづみ野薬局	豊科 4270-3 Jビル 1F	72-7802	○	84
	2	アルプス薬局	豊科 4318	72-2173	○	84
	3	あんず薬局 あづみ野店	豊科 877-4	87-0227	○	81
い	4	イオン薬局 豊科店	豊科 4272-10	44-1193	○	84
	5	犬飼薬局	豊科高家 5188-14	72-4242	○	82
	6	井上薬局	豊科 4801	72-2209	○	84
う	7	ウエルシア薬局 安曇野インター店	豊科田沢 6959-10	71-1320	○	78
	8	ウエルシア薬局 安曇野豊科店	豊科 5453	71-2361	×	77
	9	ウエルシア薬局 とをしや豊科店	豊科 2637-4	71-2818	×	77
く	10	くすりの道友	豊科南穂高 3036-1	72-2703	○	84
さ	11	さくら薬局 長野豊科店	豊科南穂高 494-8	71-1199	○	84
す	12	スギ薬局 豊科店	豊科 4946-1	87-2461	×	84
そ	13	そうごう薬局 豊科店	豊科 5731-17	73-6371	○	84
た	14	豊科薬局	豊科南穂高 2819-1	71-4228	○	77
な	15	なりあい薬局	豊科 4303-14	87-7387	○	84
に	16	日医調剤 あづみ野薬局	豊科 4443-2	73-1640	×	84
ひ	17	ひまわり薬局	豊科 2131-2	72-5159	○	77
ま	18	まそら薬局	豊科 2643-11	31-5761	○	77
み	19	みるく薬局	豊科 406-23	87-6040	○	81
よ	20	よつば薬局	豊科高家 5106-2	88-8277	○	82
穂高地域						
あ	21	あかほり薬局	穂高有明 1748	83-8625	×	68
	22	あづみ野西口薬局	穂高 4598-4	81-0750	○	83
う	23	ウエルシア薬局 とをしや穂高店	穂高 4642-5	81-3701	×	83
	24	ウエルシア薬局 とをしや矢原店	穂高 769-2	81-0911	×	73
か	25	柏原薬局	穂高柏原 2804-5	82-7793	○	72
し	26	シマヤ薬局	穂高 2579-7	82-5728	×	83
そ	27	そうごう薬局 穂高店	穂高柏原 1122-10	82-8501	○	73
と	28	となりの薬局	穂高柏原 974-3	81-3655	○	73
に	29	日医調剤 有明薬局	穂高有明 9394-8	83-8722	×	72
	30	日医調剤 健心堂薬局	穂高 8264-1	84-0735	○	72
	31	日医調剤 穂高薬局	穂高 764	81-3155	○	73
ふ	32	フロンティア薬局 穂高店	穂高北穂高 2984-1	81-3301	○	68
ほ	33	ほそかわ薬局	穂高 5626-1	82-8863	○	83
	34	穂高ナカジマ薬局	穂高 5641-3	82-2798	×	83
ま	35	マルヤマ薬局	穂高 5959-2	82-2045	○	83
三郷地域						
う	36	ウエルシア薬局 とをしや三郷店	三郷温 2429-2	77-7581	×	81
お	37	尾沢薬局	三郷温 2715-7	77-6068	×	81
さ	38	三溝薬局	三郷明盛 1677-1	77-2067	×	81
つ	39	つばき薬局	三郷明盛 4935-13	76-3160	○	81
み	40	三郷ナカジマ薬局	三郷温 2987-12	88-2011	○	81

50音	番号	事業所名	住所	電話番号	在宅訪問サービス	頁
堀金地域						
う	41	ウエルシア薬局 とをしや堀金薬局	堀金烏川 5010	73-5591	×	76
そ	42	そうごう薬局 堀金店	堀金烏川 5027-1	73-3561	○	76
や	43	薬局マツモトキヨシ あづみの堀金店	堀金烏川 5052-1	71-2724	○	76
明科地域						
あ	44	あづみ野和厚堂薬局	明科中川手 4015-1	62-1466	○	70
よ	45	横林薬局	明科中川手 6814-23	62-2005	○	70

在宅訪問サービスとは

原則医師の指示により、在宅医療を受けている方に対し、薬剤師がご自宅に薬を届けるサービスです。訪問時には、薬局の薬剤師が処方箋に基づいて調剤し、薬の使用状況・効果・副作用や体調・生活状況などを確認します。

さらに、薬を飲みやすくする方法、飲み忘れを防ぐ工夫などの提案を行い、飲み残した薬についても、医師に問い合わせのうえ調整します。

薬剤師の訪問サービスは、介護保険による「居宅療養管理指導」、医療保険による「在宅患者訪問薬剤管理指導」により実施されており、薬代及び訪問にかかわる費用がかかります。

※詳細は、各薬局へ直接お問い合わせ下さい。受け入れ状況や対応可能件数は、各薬局によって異なります。
また、移動距離によっては対応できない場合もあります。

※厚生労働省「医療情報ネット」も参考にご確認ください。
<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



市内医療機関

※地域別 50 音順

50音	番号	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目	往診・ 訪問診療	頁
豊科地域							
あ	1	あさひ内科クリニック	豊科 877-4	50-8075	内科・呼吸器内科・小児科	○	81
	2	安曇野形成皮ふクリニック	豊科 2661-1	71-2345	形成外科・皮膚科	×	77
	3	安曇野市夜間急病センター	豊科 4111-1	73-6383	小児科・内科	×	78
	4	安曇野赤十字病院	豊科 5685	72-3170	内科 / 総合診療科・脳神経内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・小児科・外科・消化器外科・心臓血管外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・リハビリテーション科・麻酔科・救急科・腎臓内科・糖尿病 / 内分泌内科・形成外科・病理診断科・歯科口腔外科	×	84
い	5	いけだ内科・脳神経内科クリニック	豊科 5462-4	31-6773	内科・脳神経内科・リウマチ科	○	77
	6	石田医院	豊科 4677	72-2766	外科・内科・消化器内科	○	84
お	7	荻原内科クリニック	豊科 4301-6	72-6188	内科 循環器内科 睡眠時無呼吸症候群 アレルギー科	○	84
こ	8	こうの内科循環器科	豊科南穂高 271-10	71-5881	内科・循環器内科	×	78
	9	こばやし内科クリニック	豊科高家 5441-1	71-1117	内科・神経内科	○	82
し	10	篠崎医院豊科診療所	豊科高家 5089-1	71-6311	精神科・心療内科	○	82
つ	11	土屋クリニック	豊科高家 3531-1	71-1811	内科・小児科・消化器科・循環器科	×	78
と	12	とよしな内科クリニック	豊科 2643-12	72-1047	内科・消化器内科・小児科	○	77
	13	豊科病院	豊科 5777-1	72-8400	精神科・内科（内科は木曜日の午前のみ）	×	84
は	14	はれのひ耳鼻咽喉科クリニック	豊科 4946-4	31-6646	耳鼻咽喉科・小児耳鼻咽喉科・頭頸部外科	×	84
ふ	15	ふじもり医院	豊科 5959	72-2011	小児科・アレルギー科	×	84
ま	16	丸山整形外科医院	豊科南穂高 283-1	72-7000	整形外科・矯正歯科	○	78
み	17	南穂高クリニック	豊科南穂高 2820-1	73-0616	内科・消化器内科・呼吸器内科・脳神経外科	○	77.78
	18	宮澤眼科医院	豊科 4708	72-2118	眼科	×	84
や	19	山田医院	豊科 627-1-2	72-3207	内科・小児科・放射線科	○	81
穂高地域							
あ	20	安曇野内科ストレスケアクリニック	穂高有明 9982-7	31-3107	内科・心療内科・児童精神科	×	72
	21	あづみ野メンタルクリニック	穂高 5777-1	87-7286	心療内科・精神科	×	72
う	22	内山皮膚科クリニック	穂高柏原 974-1	82-8050	皮膚科	○	73
お	23	追分クリニック	穂高北穂高 2982-5	82-2129	循環器内科・内科・小児科	○	68
	24	小田切医院	穂高有明 1639-3	83-6025	小児科・内科・アレルギー科	×	68
	25	おひさまクリニック	穂高 5705-1	88-7692	内科・外科・小児科	○	73
か	26	柏原クリニック	穂高柏原 4565-1	82-7222	内科	×	76
き	27	京島クリニック	穂高有明 10340-1	83-8567	脳神経外科・内科・外科・セカンドオピニオン・脳ドック	×	72
し	28	信濃内科循環器科医院	穂高 8337-1	82-7722	内科・循環器内科	×	72
す	29	須澤クリニック	穂高 617	82-2993	内科・小児科・アレルギー科・糖尿病内科	○	73
せ	30	せき泌尿器科クリニック	穂高 8255-1	82-0666	泌尿器科	×	72
た	31	高橋医院	穂高 5622-1	82-2561	外科・胃腸科・放射線科	○	83
	32	武田内科クリニック	穂高柏原 1126-16	88-6500	内科・内分泌内科	○	73

50音	番号	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目	往診・訪問診療	頁
な	33	中田医院	穂高 787-1	82-2339	内科・小児科	○	73
に	34	虹の村診療所	穂高有明 7607-3	84-5820	心療内科・精神科・内科（完全予約制）	×	71
ね	35	根津内科医院	穂高 6870	82-8382	内科・神経内科・消化器科・循環器科	○	83
ふ	36	古川医院	穂高 4342-2	82-4385	内科・小児科・循環器内科	○	83
	37	古川整形外科	穂高 4572	82-8880	整形外科・麻酔科	×	83
ほ	38	穂高の森メンタルクリニック	穂高有明 8059-11	81-5130	心療内科・精神科	×	71
	39	穂高ハートクリニック	穂高有明 9394-1	50-6731	内科・外科・小児科	×	72
	40	穂高病院	穂高 4634	82-2474	内科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・形成外科・人間ドック・リハビリテーション科・麻酔科・小児科	○	83
ま	41	前角整形外科医院	穂高 8263-1	82-1478	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	×	72
む	42	村山医院	穂高 4599	82-2101	外科・内科・内分泌内科・乳腺外科	○	83
も	43	百瀬医院	穂高 2561-3	82-2205	内科・小児科	×	83
や	44	山本耳鼻咽喉科	穂高 984-2	82-7525	耳鼻いんこう科・形成外科	×	73
よ	45	横山眼科医院	穂高 5600-3	81-3317	眼科	×	83
三郷地域							
あ	46	赤津整形外科クリニック	三郷明盛 4697-1	76-3133	整形外科・麻酔科・リハビリテーション科・リウマチ科	×	81
し	47	白木医院	三郷明盛 1610-1	77-2134	内科・産婦人科	内科のみ○	81
た	48	たかはしクリニック	三郷温 2988-1	77-7880	内科・外科・消化器内科・整形外科	○	81
な	49	中萱医院	三郷明盛 3007	77-2130	内科・外科・小児科	○	81
み	50	ミサトピア小倉病院	三郷小倉 6086-2	76-5500	精神科	×	79
も	51	ももセクリニック	三郷温 2645-3	77-1188	内科・小児科・リハビリ科	○	81
堀金地域							
あ	52	あづみ野平林整形外科	堀金烏川 4349-1	88-3322	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	×	77
う	53	ヴェリタス堀金診療所	堀金烏川 5029	87-6700	内科・外科	○	76
お	54	太田皮膚科クリニック	堀金烏川 5026-6	31-6363	皮膚科	○	76
か	55	烏川脳神経科	堀金烏川 5030	72-7700	脳神経外科・脳ドック・睡眠時無呼吸症候群・頭痛外来・認知症外来	×	76
わ	56	和田医院	堀金烏川 3338	72-2047	内科・小児科・呼吸器内科	○	77
明科地域							
あ	57	あかしな野中眼科	明科中川手 3746-9	62-2929	眼科	○	70
	58	安曇野ななき診療所	明科七貴 4588-1	31-5779	心療内科・精神科・内科・ものわすれ外来	○	69
と	59	塔の原内川医院	明科中川手 2243-1	81-2121	内科・小児科・アレルギー科	○	74
み	60	宮澤医院	明科中川手 3760-6	62-2052	内科	○	70
や	61	やざき診療所	明科中川手 4085	62-2360	内科・心療内科・循環器科・麻酔科	×	70

往診・訪問診療とは

往診とは、突発的で急な病状の変化や救急車を呼ぶほどでもない場合など、かかりつけ医に相談し臨時的に自宅で診察を行うものです。訪問診療とは、在宅医療を行う患者さんで、疾患や傷病のための通院が困難な方に対し、定期的かつ計画的に医師が患者の自宅を訪問して、治療・看護・健康管理等を行うものです。

※医療機関等の訪問診療の詳細は、直接各機関へお問い合わせ下さい。受け入れ状況や対応可能件数は医療機関によって異なります。

また、移動距離によっては対応できない場合もあります。

※厚生労働省「医療情報ネット」も参考にご確認ください。 <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



市内歯科医院

※地域別 50 音順

50音	番号	医療機関名	所在地	電話番号	訪問診療	頁
豊科地域						
あ	1	天野歯科医院	豊科南穂高 487-1	73-4182	×	84
い	2	飯田歯科医院	豊科高家 288	73-7618	○	82
	3	いさつ歯科医院	豊科南穂高 4742	73-0648	○	73
	4	市川歯科医院	豊科 4910	72-2116	○	84
お	5	大谷歯科医院	豊科田沢 7039-122	72-8858	×	78
か	6	笠原歯科医院	豊科 4766	72-2108	○	84
	7	河合歯科医院	豊科南穂高 768-4	31-5083	×	78
す	8	スマイル歯科クリニック	豊科 5024-2	88-3221	○	77
ち	9	ちかぞえ歯科医院	豊科 1038-3	88-7770	×	77
と	10	土居歯科医院	豊科南穂高 2729-1	72-2462	×	78
ほ	11	ほのぼのデンタルクリニック	豊科 5870-2 ヴィラ安曇野 102	73-0535	○	84
ま	12	丸山歯科医院	豊科 4683	72-2202	○	84
	13	丸山整形外科医院矯正歯科	豊科南穂高 283-1	72-7000	×	78
や	14	矢島歯科医院	豊科 4791	72-2163	○	84
	15	山田歯科医院	豊科 627-1-2	73-7575	○	81
	16	山本歯科医院	豊科高家 5581-1	72-5748	×	82
穂高地域						
あ	17	有明歯科	穂高北穂高 2777-2	88-8689	○	69
	18	ありあけの森デンタルクリニック	穂高有明 8596-1	84-4182	×	71.72
い	19	飯島歯科医院	穂高 6937-1	82-0306	×	73
お	20	おかもとファミリー歯科	穂高柏原 1069-1	88-0008	○	73
か	21	かえで歯科医院	穂高 8223-1	82-4105	×	72
	22	上條歯科医院	穂高 5985-3	82-2215	×	83
こ	23	上月歯科医院	穂高 5571-1	82-7530	×	72
さ	24	さとう歯科医院	穂高有明 10308-1	81-5155	×	72
	25	佐野歯科クリニック	穂高 6061	82-2073	○	83
た	26	田野歯科医院	穂高柏原 2828-77	82-7537	×	72
と	27	とこしえ歯科医院	穂高有明 7550-7	84-4618	×	67
ひ	28	ヒカリ歯科医院	穂高 5685-3	82-8171	×	83
ま	29	松本歯科医院	穂高 782-1	82-8205	○	73
	30	丸山歯科医院	穂高北穂高 2987-1	82-7505	○	68
や	31	山本歯科クリニック	穂高 997-1	84-0004	○	73
よ	32	よこさわ歯科医院	穂高柏原 926-1	82-2121	×	73
三郷地域						
あ	33	赤羽歯科医院	三郷明盛 1670-1	77-2114	○	81
	34	あづみのうえはらおとなこども歯科医院	三郷温 2716-1 エルサあづみ野 1F	88-2890	×	81
	35	アルプス歯科クリニック	三郷明盛 3086-6	77-8901	○	81
こ	36	小林歯科医院	三郷明盛 4688-4	77-1418	×	81
ふ	37	布山歯科医院	三郷温 2251-1	77-6388	×	81
堀金地域						
う	38	内田歯科クリニック	堀金烏川 2571-1	71-4711	×	76
け	39	けやき歯科	堀金烏川 5028-1	72-7272	×	76

50音	番号	医療機関名	所在地	電話番号	訪問診療	頁
し	40	下條歯科医院	堀金烏川 2646-3	72-7433	○	76
た	41	高橋喜博歯科醫院	堀金烏川 1761-5	73-3771	○	76
ほ	42	堀金歯科医院	堀金三田 1122-6	72-6975	○	76
明科地域						
こ	43	小山歯科医院	明科中川手 3820-2	62-3080	○	70
は	44	林歯科医院	明科中川手 3295	62-2403	×	74
ま	45	松村歯科医院	明科中川手 3994-5	62-2048	○	70

1年に1回は、歯科健診を受けましょう！

★かかりつけ歯科医で定期歯科受診をしましょう！

歯科治療が終わった後も、メンテナンスを継続しましょう。

★無料の歯科健診を利用しましょう！

安曇野市シニア歯科健診（年度末年齢が、68歳、70歳、73歳の人）

後期高齢者医療広域連合後期高齢者歯科口腔健診

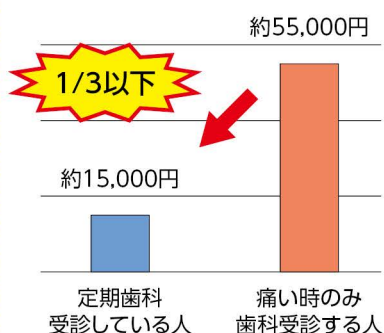
（年度末年齢が、76歳・81歳の人、案内通知が届いた人）

こんなデータも！



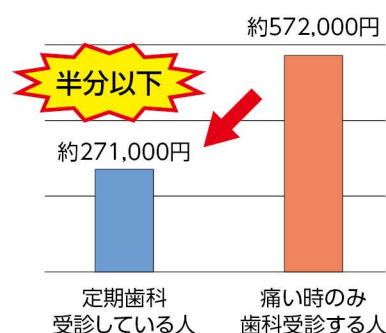
定期的なプロケアと医療費

歯科医療費の比較



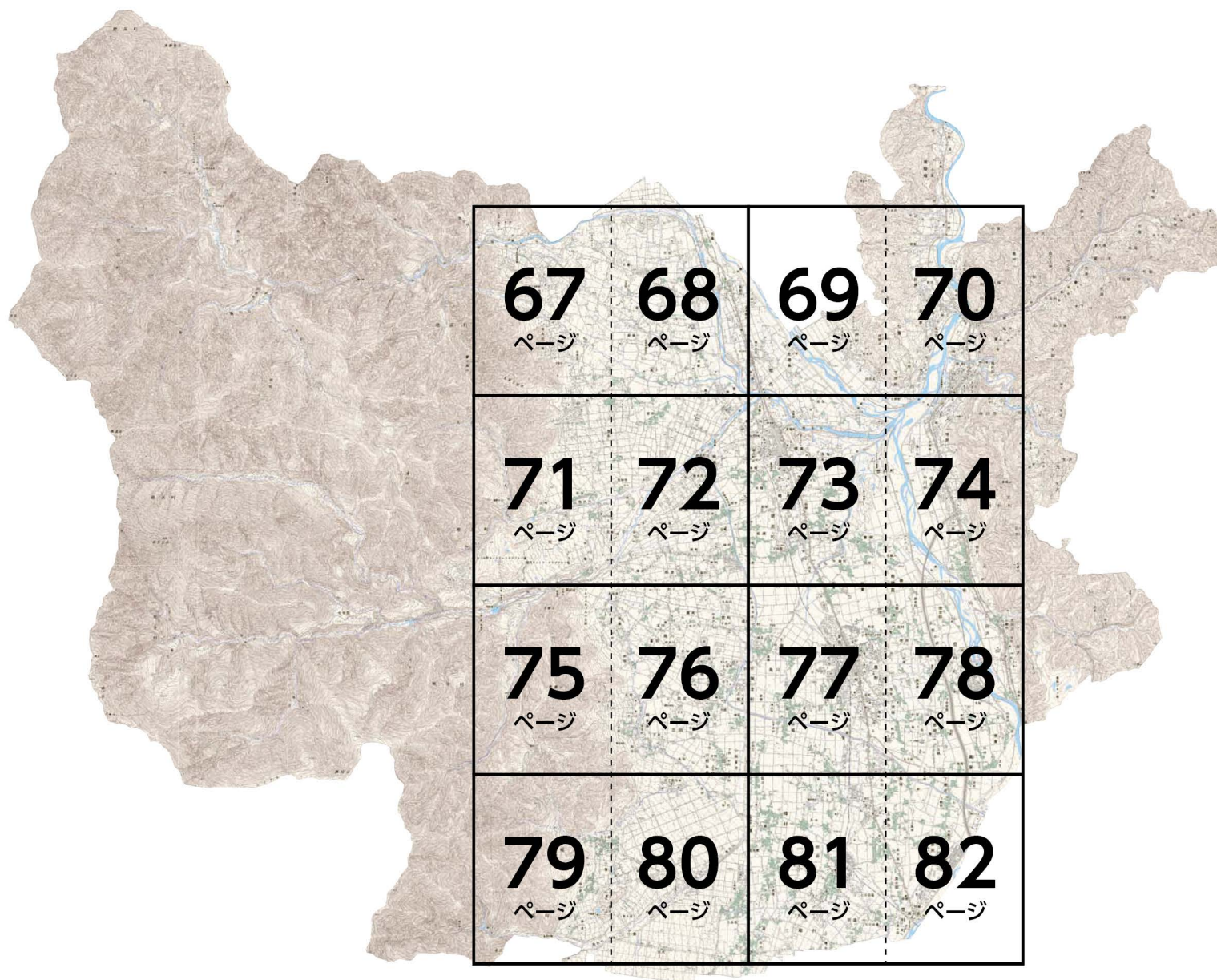
※「**予防目的**で定期歯科受診している群」と「**痛い時のみ**歯科受診する群」に分け、年間にかかった医科・歯科の医療費の平均値を比較しました。

医科医療費の比較



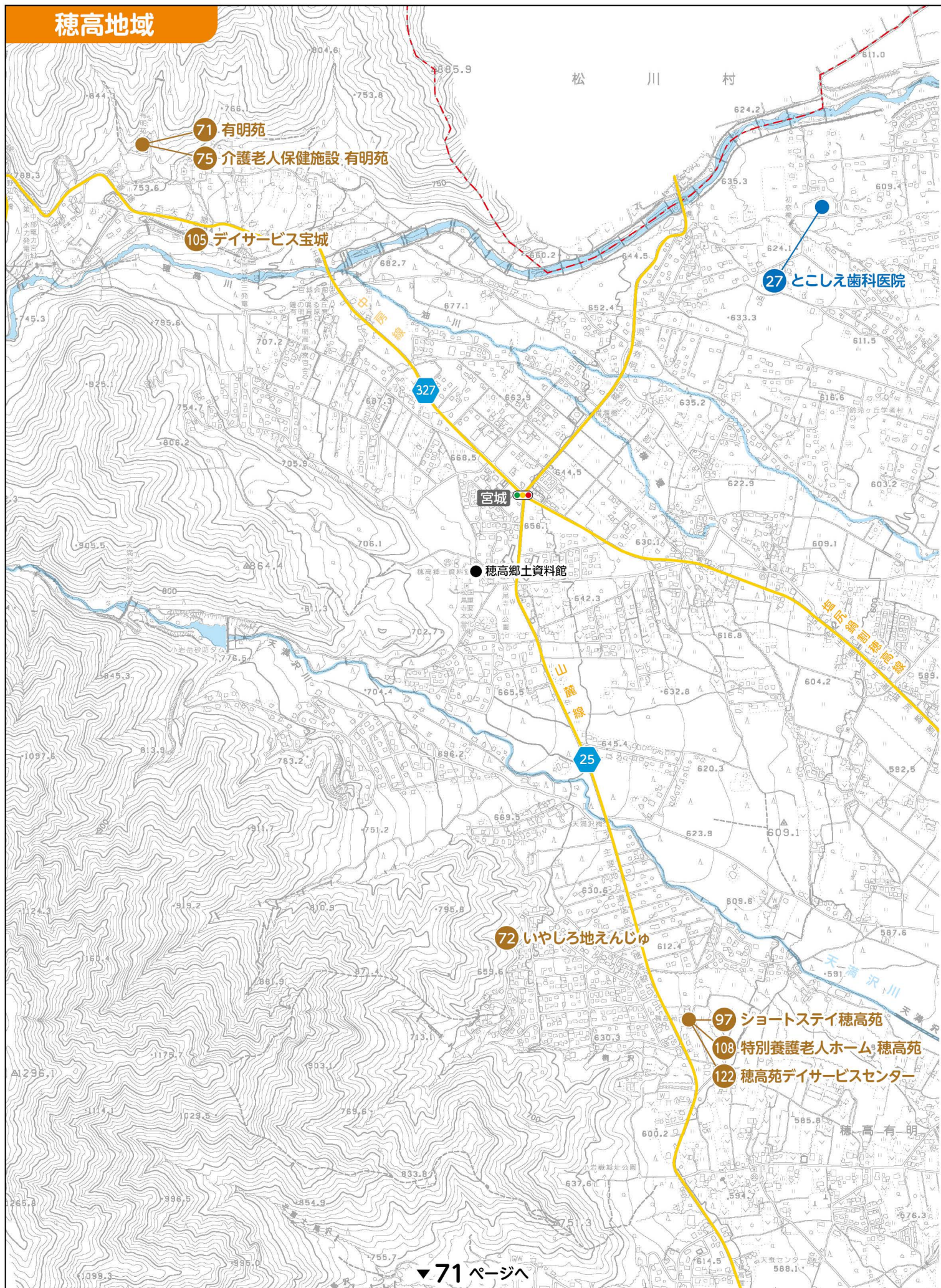
令和4年「長野県データ活用による歯科検診推進事業」分析結果より

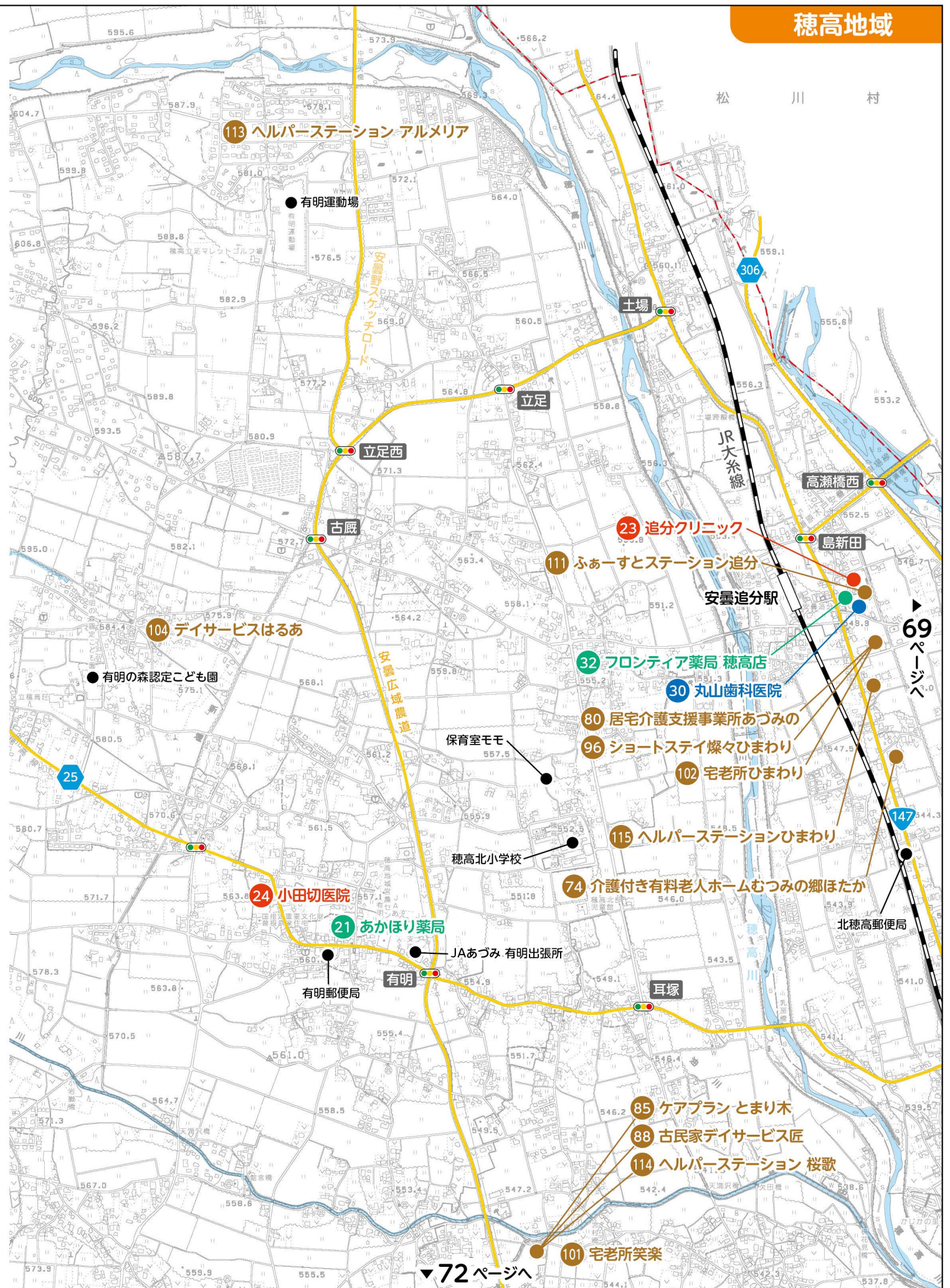
【索引図】

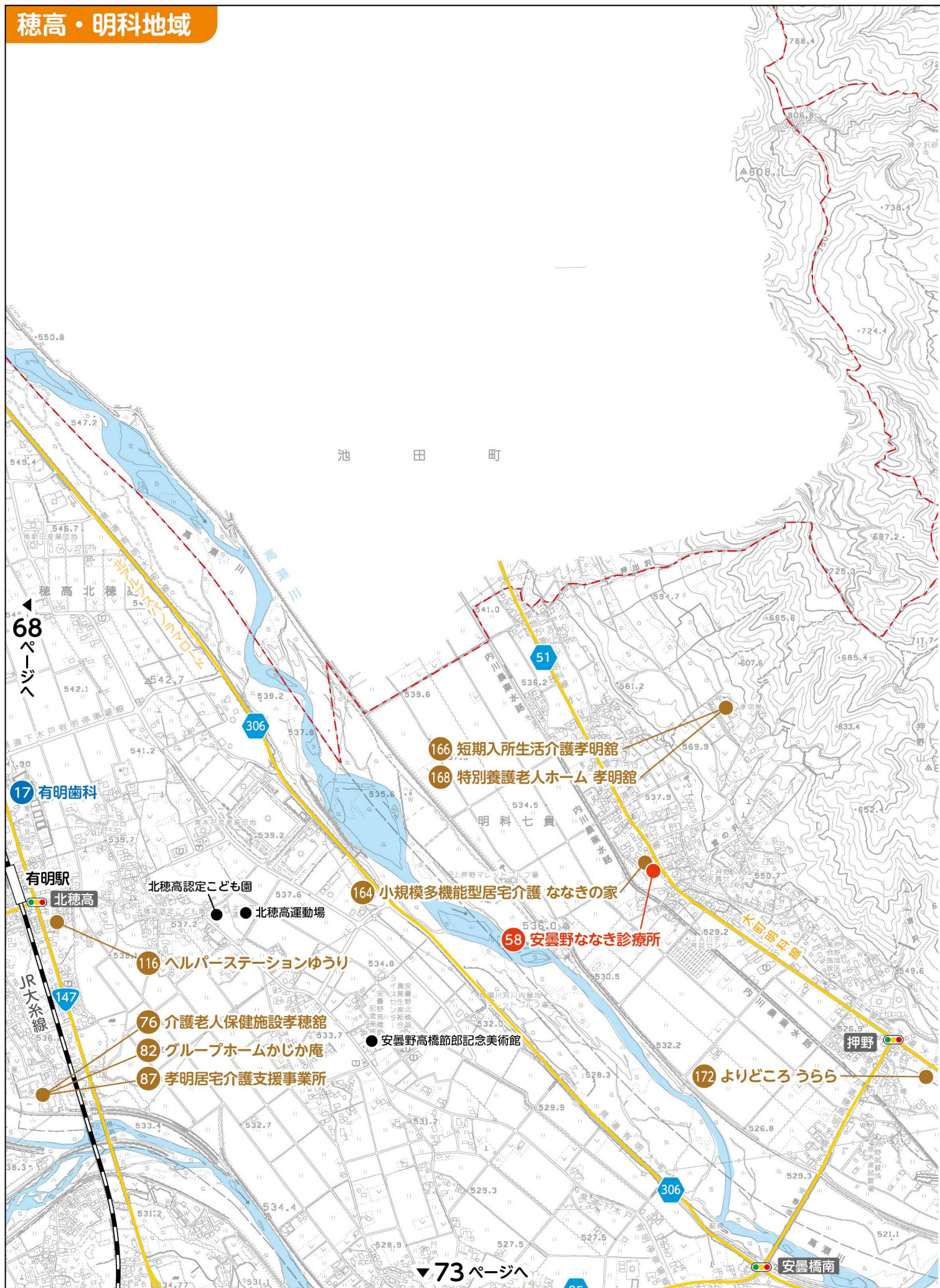


● 市内介護保険事業所
 ● 市内医療機関
 ● 市内薬局
 ● 市内歯科医院
 ● 市内の主な建物

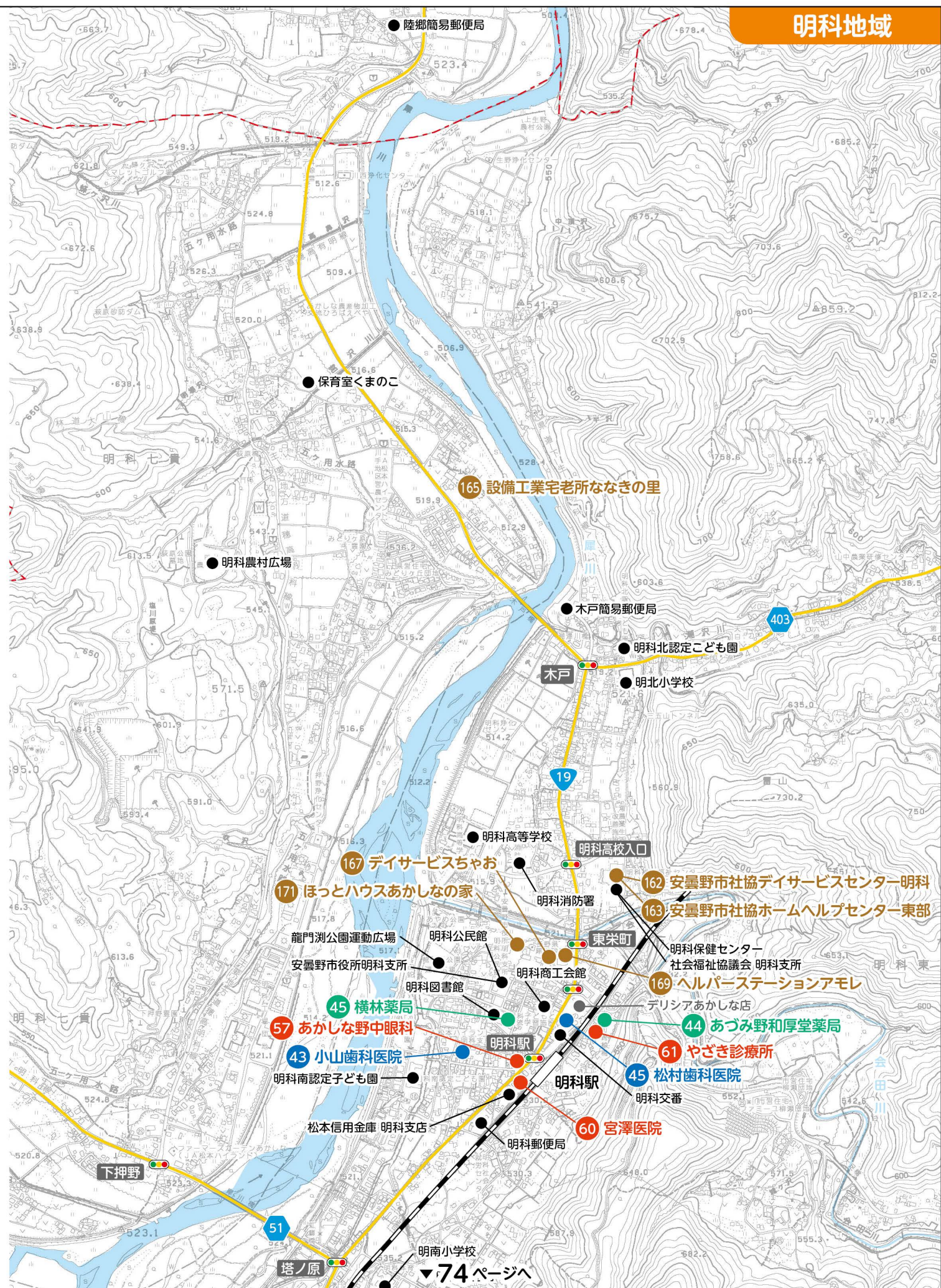
穂高地域

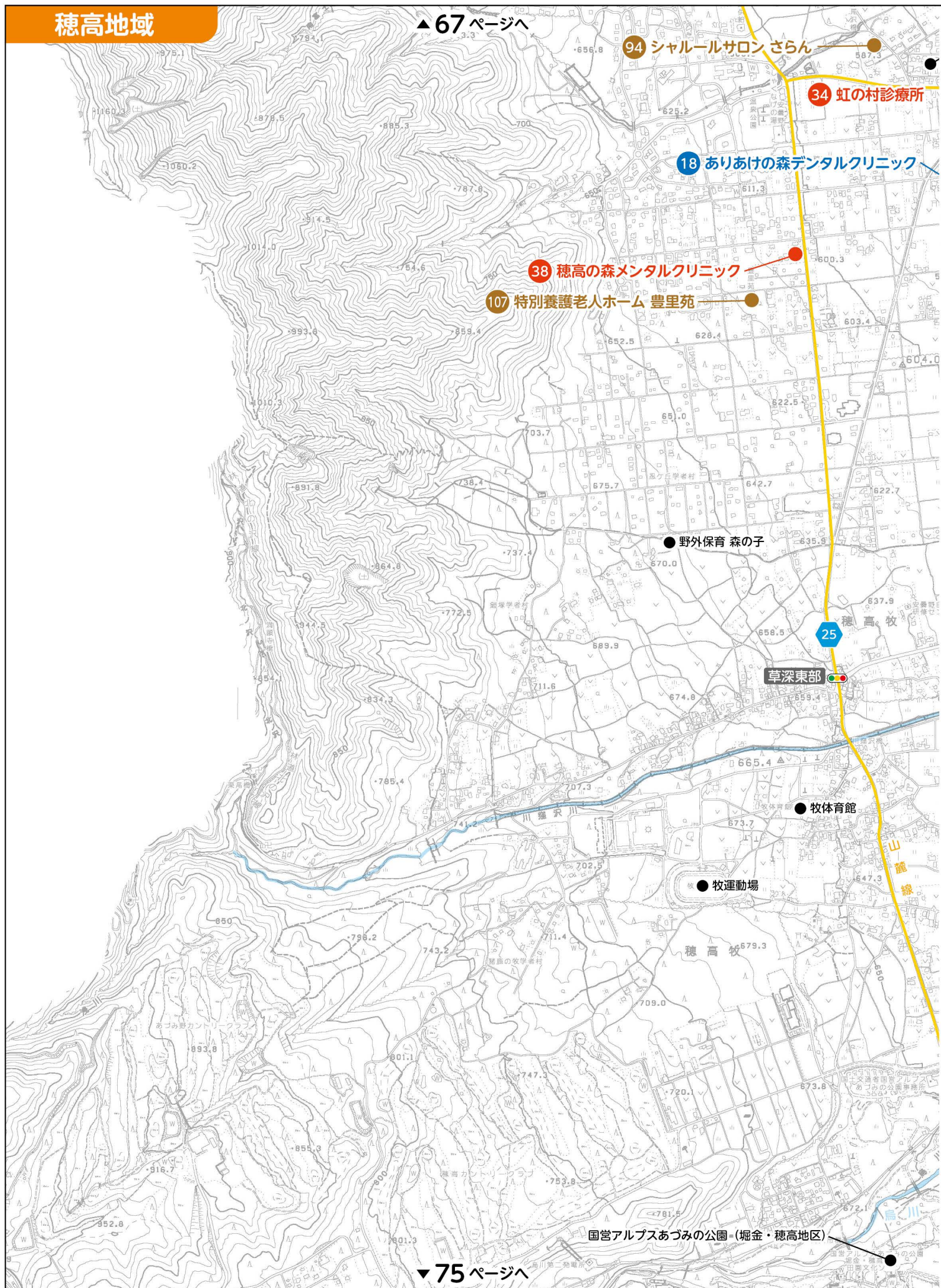


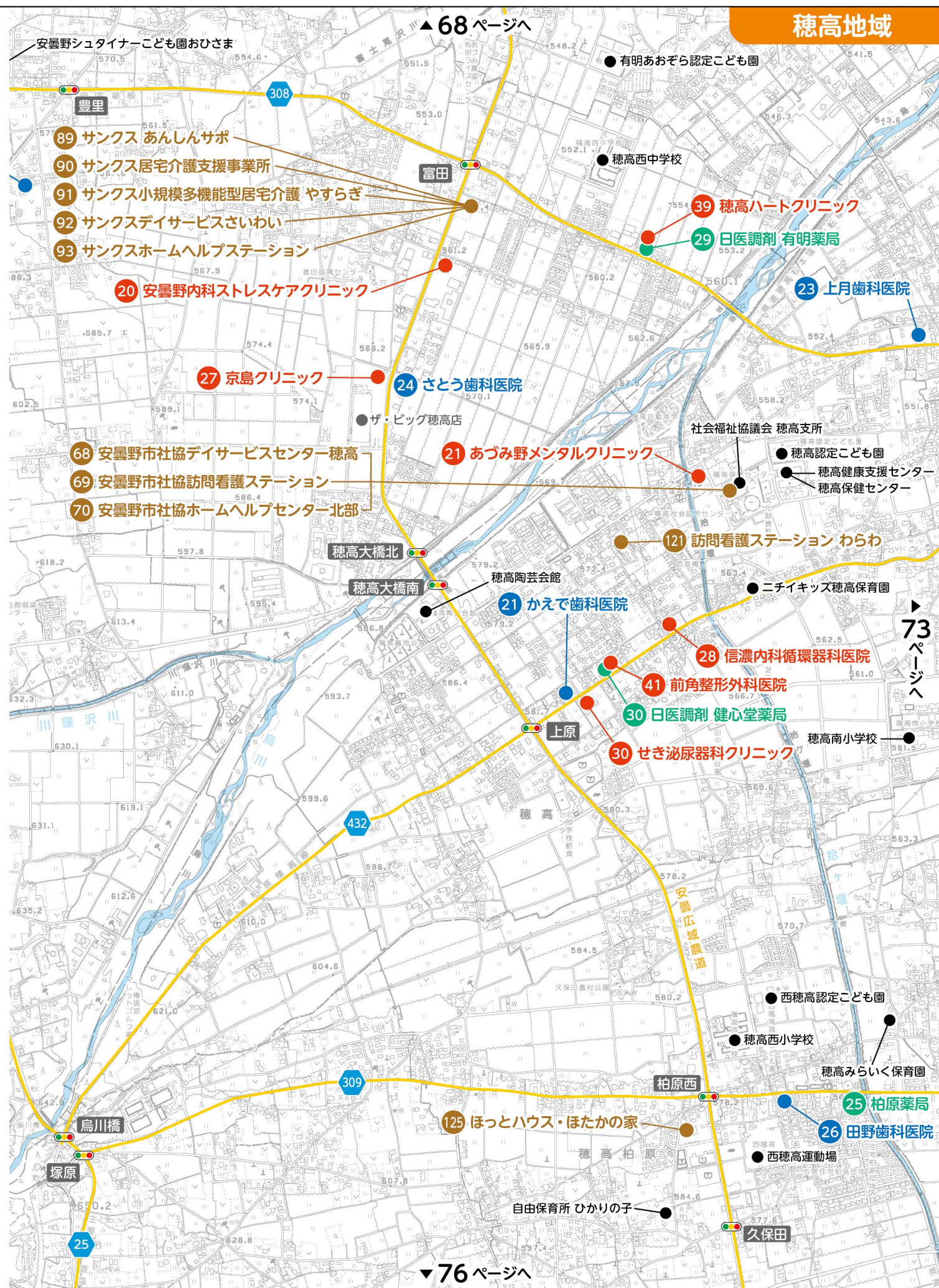


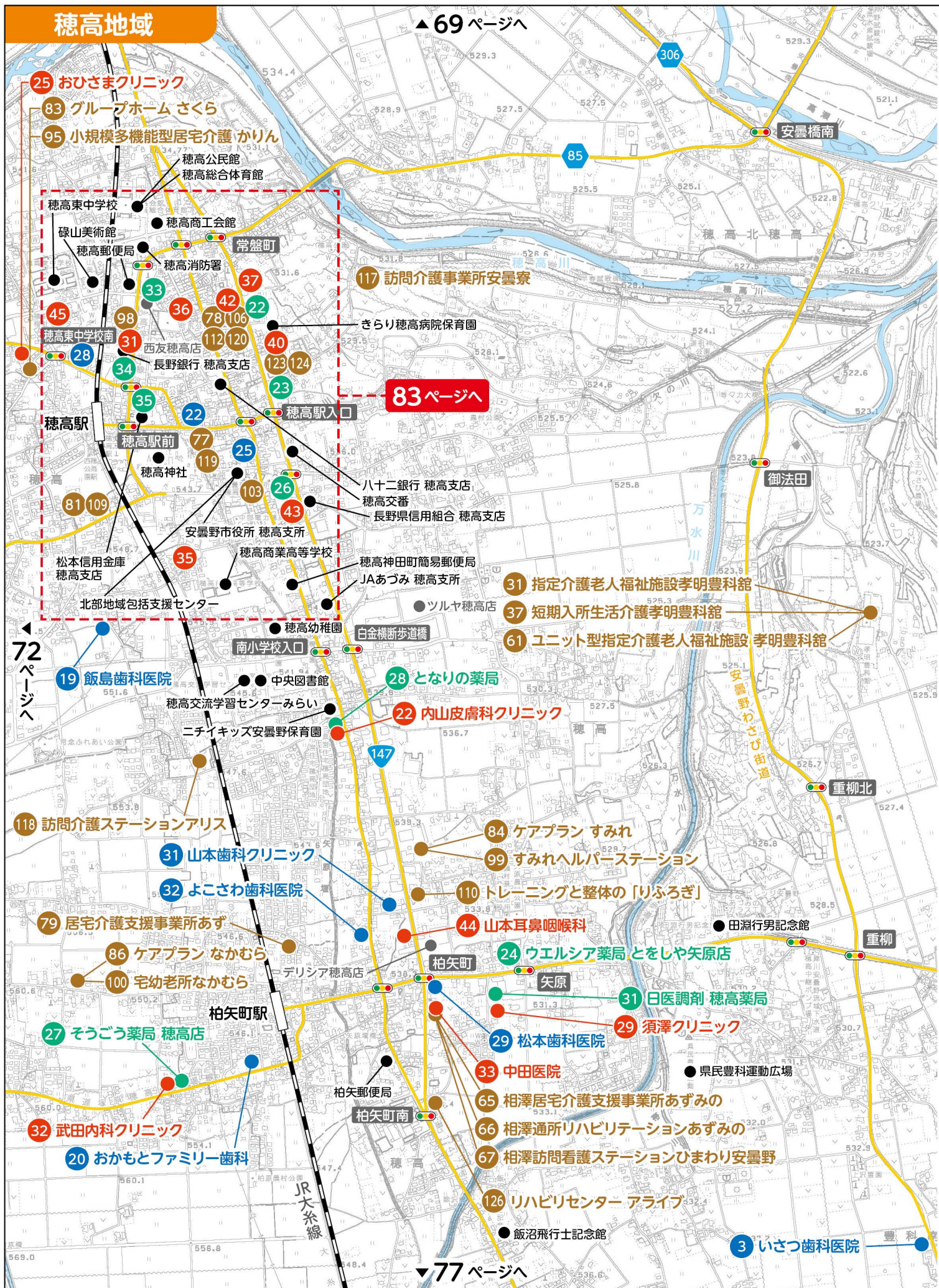


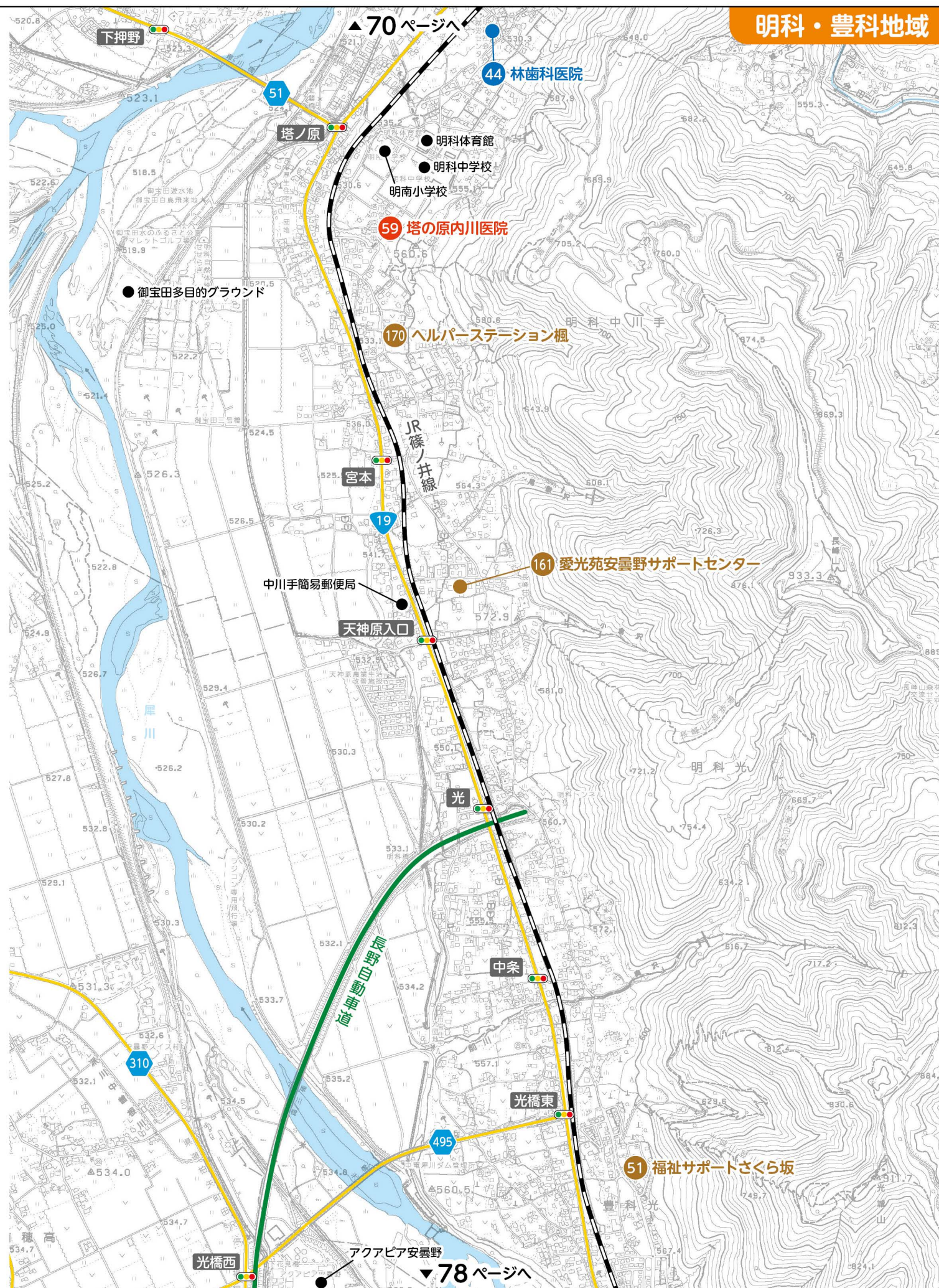
明科地域

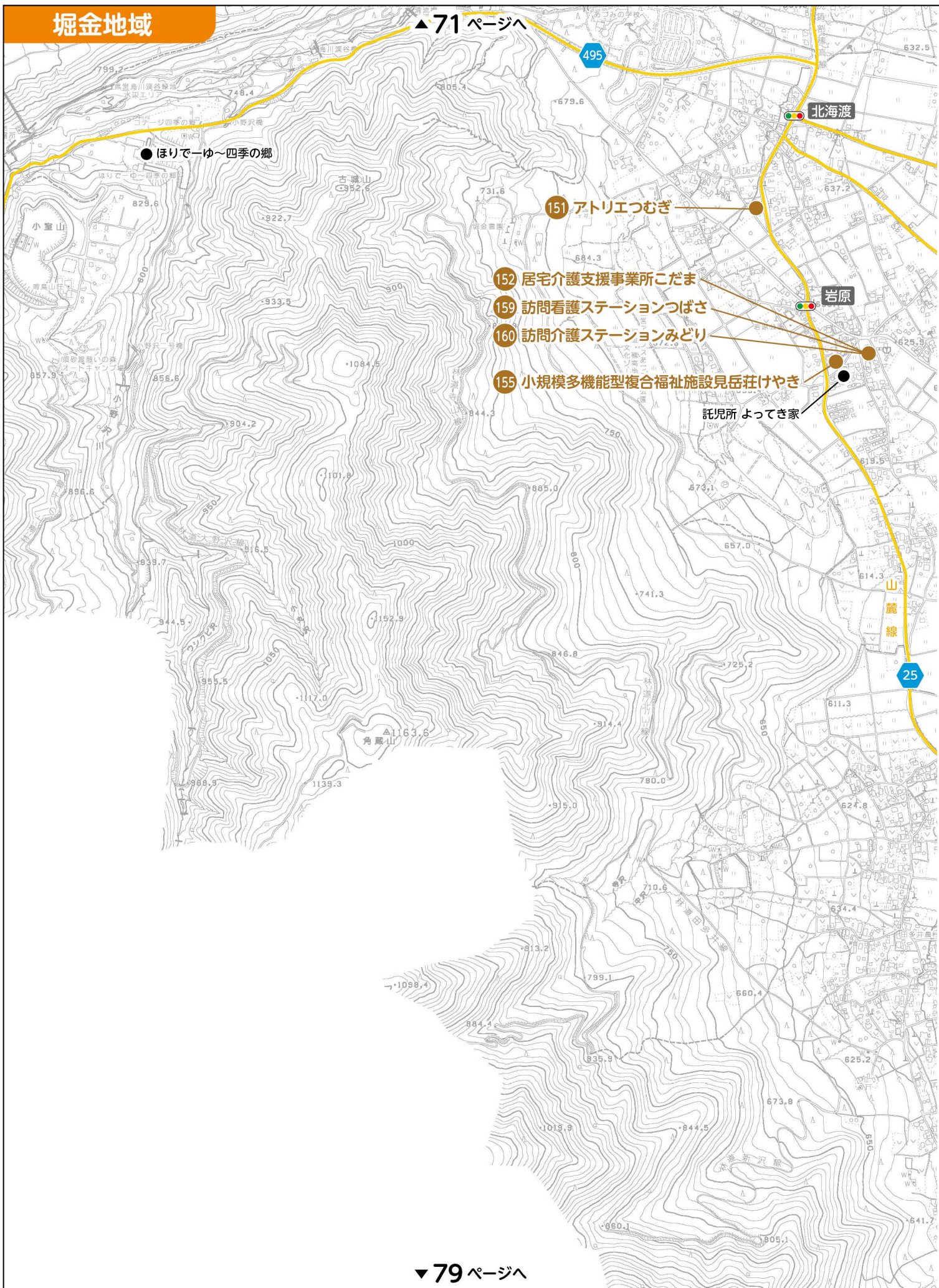


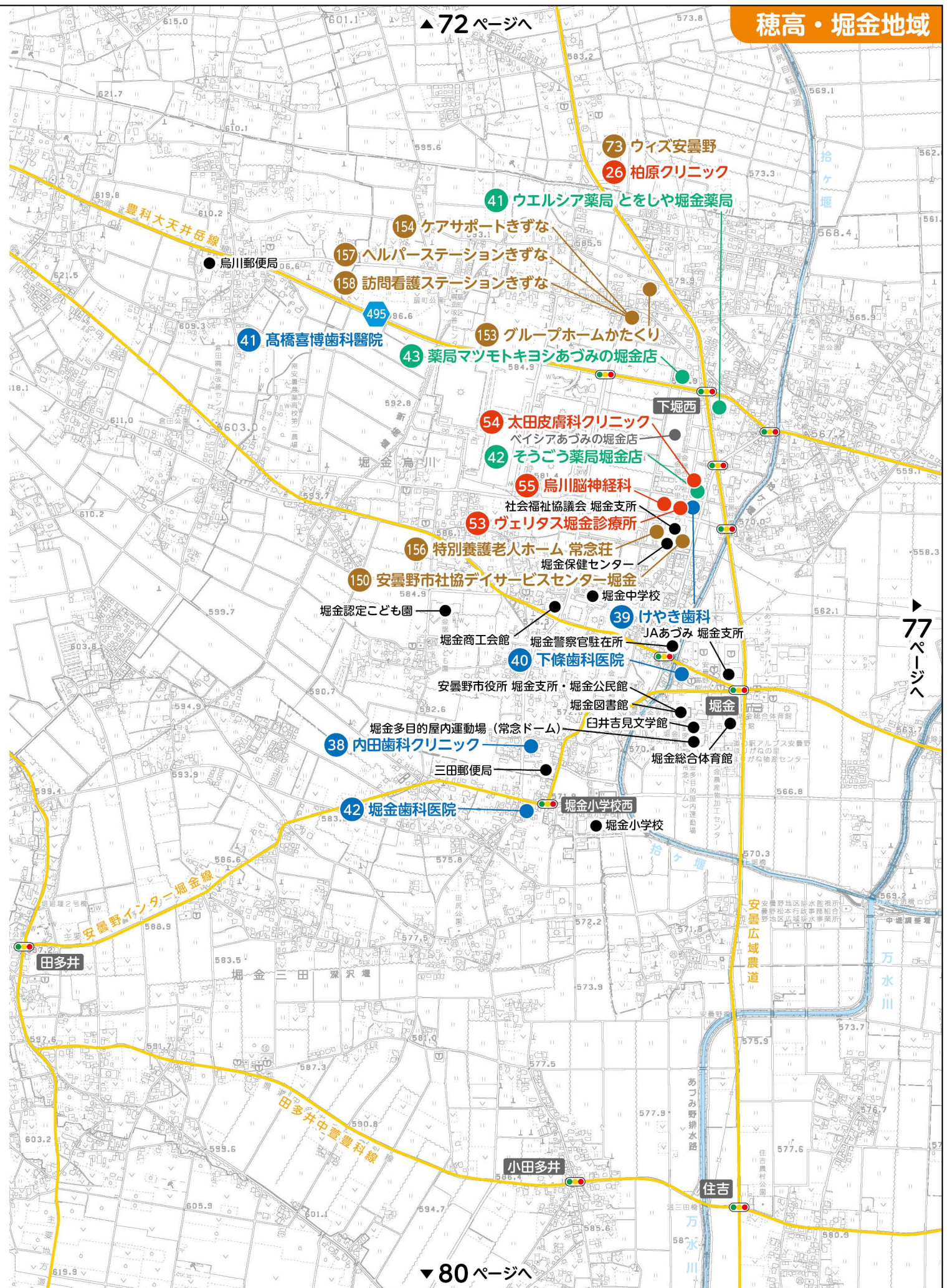




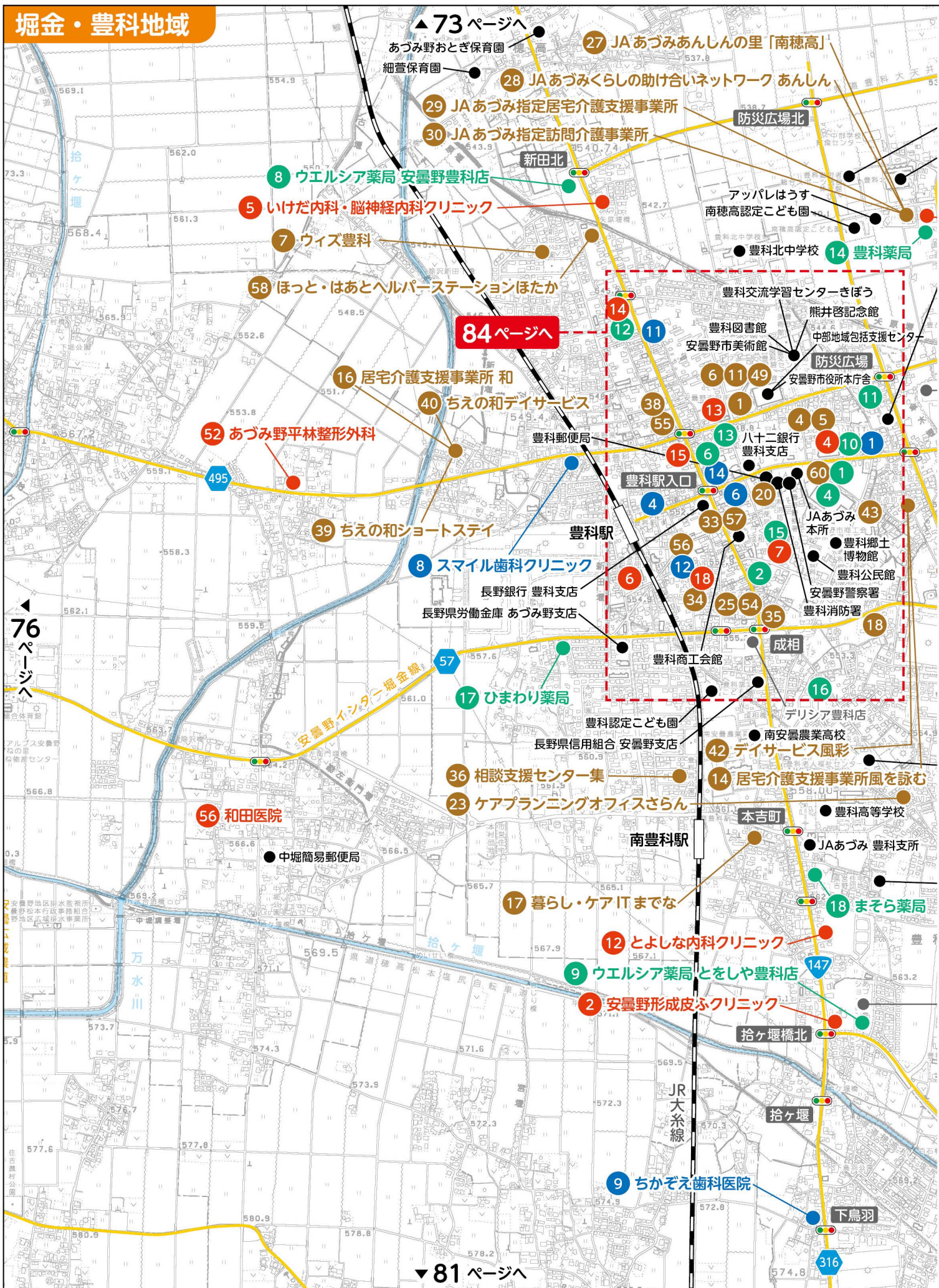




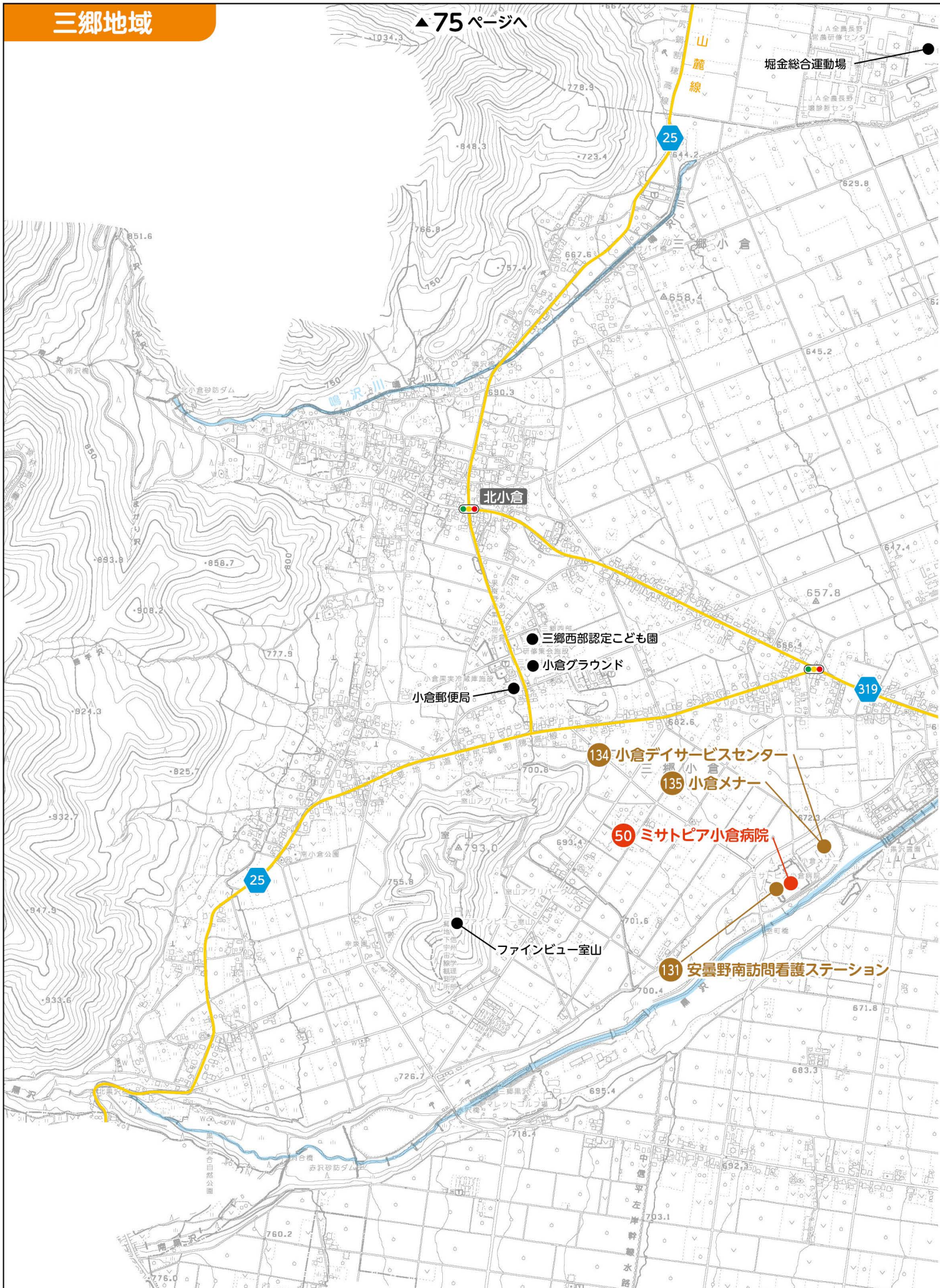


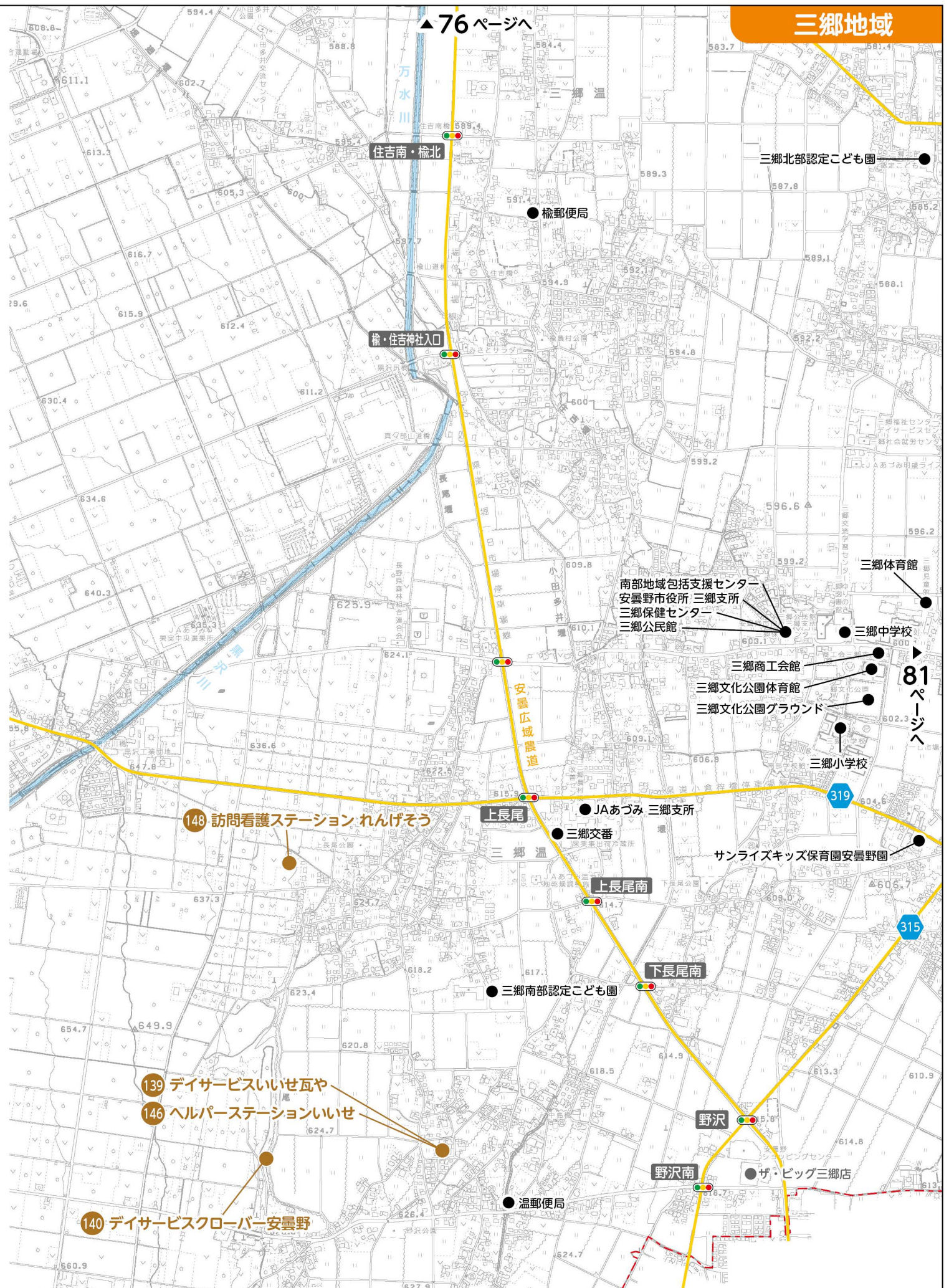


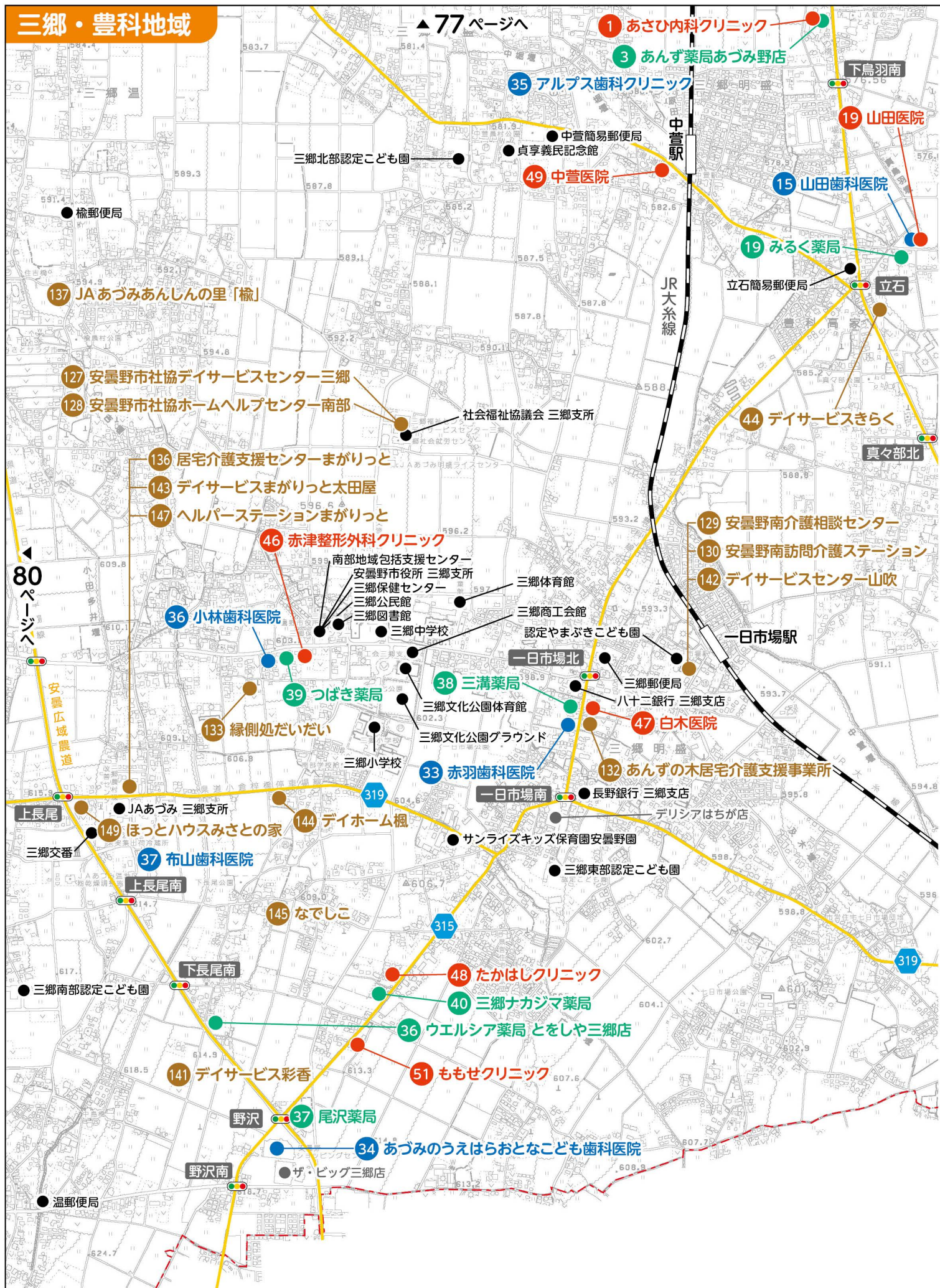
堀金・豊科地域











豊科地域

▲78ページへ



穂高地域 (P73) 地域拡大図



豊科地域 (P77) 地域拡大図



MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

安曇野市介護保険・高齢者福祉サービスガイド(連携マップ付)

このサービスガイドは
市のホームページでもご覧いただけます。
<http://www.city.azumino.nagano.jp>

※キーワード検索

介護・福祉ガイド



第1版（初版） 令和5年3月発行

第2版（改訂） 令和7年3月発行

お問い合わせ先 安曇野市 福祉部 高齢者介護課
電話：0263-71-2474・71-2472 FAX：0263-71-2328

監修 安曇野市在宅医療連携推進協議会